

傍頭  
訓

大日本帝國憲法解釋

中村  
暢

031644-000-7

特47-368

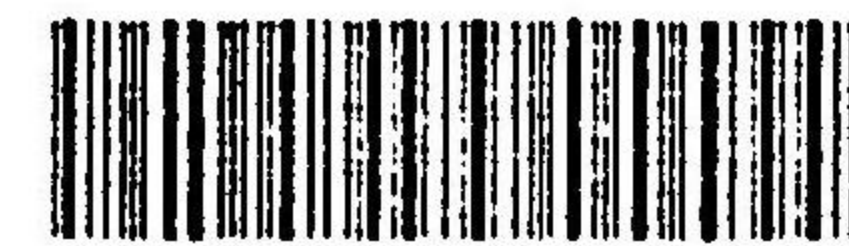
大日本帝國憲法解釋

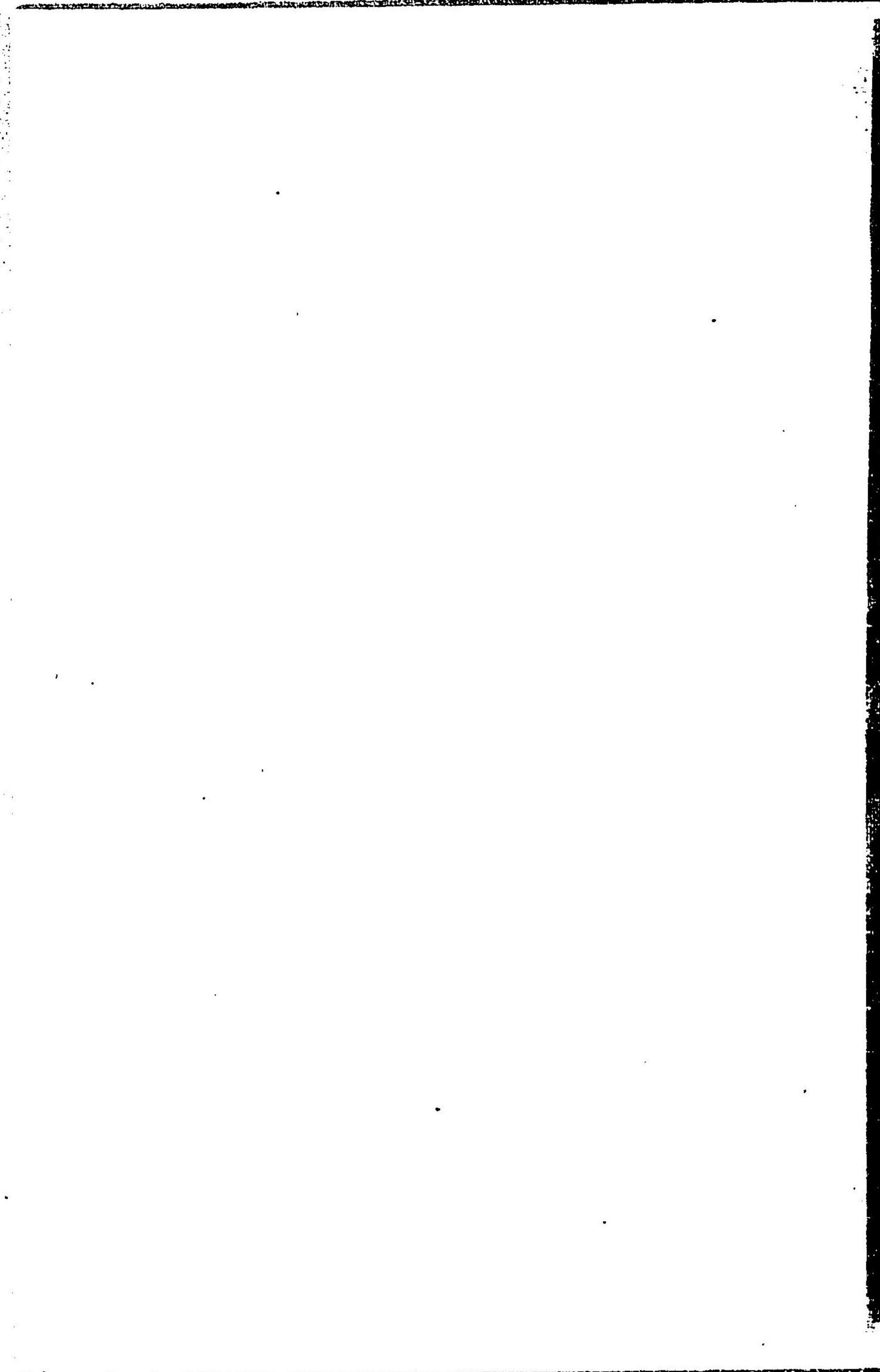
(傍頭訓)

中村 暢/著

[M22?]

BBE-0271





7 696

2  
172

中村暢著

贅頭  
術訓  
大日本帝國憲法解釋

附  
議院法  
會計法  
衆議院議員選舉法  
貴族院令  
皇室典範

特47 No.15607

368



中村暢著

# 大日本帝國憲法解釋

附 議院法 衆議院議員選舉法  
會計法 貴族院令 皇室典範



## 憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我ガ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

# 告文

皇朕ノ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕ノ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶  
祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局  
ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫  
ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セ  
シメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ  
皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ  
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

朕祖宗ノ威烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ履ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ  
惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ幸福ヲ増進シ其ノ彝徳良能ヲ發達セシ  
メムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明  
治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後  
嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ遵行スル所ヲ知ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將  
來此ノ憲法ノ條章ニ遵ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ  
於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効  
ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ朕及朕カ繼承  
ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ附シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ  
議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

# 御名 御璽

明治廿二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵 黑田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上 馨
司法大臣	伯爵 山田 顯義
大藏大臣兼 内務大臣	伯爵 松方 正義
陸軍大臣	伯爵 大山 巖
文部大臣	子爵 森 有禮
逓信大臣	子爵 榎本 武揚

## 菴頭解釋

大日本帝國憲法 此ノ  
吾カ日本國ノ基本法ニテ建  
國ノ元ヨリ人民ノ權利義務  
ヲ定メタル者ナリ附スルニ  
皇室典範議院法衆議院議員  
選舉法會計法實業院議員  
院令等ヲ以テス 第一章  
○天皇 吾カ國ヲ統帥シ玉  
第一條 ○萬世一系 開  
以采万代ノ後マテト血筋  
ノ一ヲ云フ也ノナリ  
統治國ヲ治 第二條 ○  
皇位 天子統ノ皇男子孫  
男ノ神 繼承 皇位ヲ相第  
血脈 續承 續スルヲ第  
三條 ○神聖 神ノ如ク聖  
侵 指テモサ 第四條 ○元  
首 第一等ノ 統治權國ヲ  
玉フタケ 總攬 王フテ 第  
ノ威 總攬 王フテ 第  
五條 ○帝國議會 法律  
ヤ會

## 傍訓 大日本帝國憲法解釋

### 大日本帝國憲法

中村 暢 著

第一章 天皇

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に據り皇男子孫之を繼承す

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に據り之を行ふ

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

第六條 天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず

第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要に依り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し





第十三條 此條ハ宣戰  
アル處ニ定メテモノテ即チ  
其推ハ主上ニアルナリ  
戰ヲ宣シ 軍ヲスルメテ  
爾レ出 和ヲ講シ 戰ヲ休  
スル 諸般ノイロク 條約  
東訂結ブ 第十四條  
○戒嚴云ツテ爾レト 宣  
告 出サ 要件 其事ニ必要  
効力メ 第十五條 ○  
爵位勳章 公侯伯子男ノ  
位一ニ等ニ分テ 其他ノ榮  
典 孝子ヲ賞スルトカ節婦  
ヲオ賞メニナルトカ 王  
授與ス 勳章杯ヲ下シ玉  
第十五條 ○大赦 何カ  
出タイノアルトテ 特赦  
人ヲ許サル、ナリ 減刑 罪人ノ  
許サル、ナリ 減刑 罪人ノ

くして住所に侵入せられ及搜索せらるゝ事なり  
第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘  
密を侵さるゝ事なり  
第二十七條 日本臣民は其所有權を侵さるゝことなり  
公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に據る  
第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に  
背かざる限に於て信教の自由を有す  
第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會  
及び結社の自由を有す  
第三十條 日本臣民の相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に  
從ひ請願を爲す事を得  
第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に  
於て天皇大權の施行を妨ぐる事なり  
第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は規律に抵  
觸せざるもの限り軍人に準行す  
第三章 帝國議會

セラル 復權令マテ公權チ  
タ者ヘ又其權チ 攝政 天皇  
與ヘラル、一 大權 國ヲ治  
行フテ云フ 利ヲ云フ  
第二章 ○臣民權利義  
務 コノ章テハ吾々人民カ  
人民力守ルベキ義務 第十  
八條 ○日本臣民 即チ  
人民ノ 要件 其臣民タルニ  
フナリ 必要ナル件々  
第十九條 ○法律  
命令 皆夫レノ議決シテ  
天子ノ御出 資格 夫レハ  
サレタ命令 公務 文武官ハ勿  
ノカアル 公務 文武官ハ勿  
何事ニ限ラス私ノ用 第二  
十條 コノ條ト次キノ條ト  
條ナリ且外ハ皆チ 兵役ノ  
權利ノ部ニ屬ス

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す  
第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅  
任せられたる議員を以て組織す  
第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公撰せられたる  
議員を以て組織す  
第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たる事を得ず  
第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す  
第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各法律  
案を提出する事を得  
第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に  
於て再び提出することを得ず  
第四十條 兩議院は法律又は其他の事件に付各其意見を政府に  
建議する事を得但其採納を得ざるものは同會期中に於て再び  
建議する事を得ず  
第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

義務 コレハ徴兵令ニ從ツ  
ラナケレハナリ 第二十一  
一條〇納税ノ義務 吾  
ハ日本ノ臣民タル以上ハ税  
ヲ納メテイロクノ政府ノ  
支辨ス 第二十二條〇  
範圍内ニ法律ヲ定メテ陸  
居住何處其處ニ 移轉此  
カラ彼處ヘヨ 自由ナリ第  
二十三條〇逮捕 ツカ  
、監禁ヘ出ルコトヲ出来ヌ  
審問 問ハザル 處罰ヲ  
受テ 第二十四條〇裁  
判官 コレハ矢張り裁  
判ヲ受クルノ權 重罪  
重罪裁判官ニ裁判ヲ受ケル  
罪犯人ハ輕罪裁判官ノ裁判  
ヲ受ケル 奪ハル、コト

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長する事あるべし  
第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし  
臨時會の會期を定むるは勅命に依る  
第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふべし  
衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院は同時に停會せらるべし  
第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時は勅命を以て新議員を撰舉せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし  
第四十六條 兩議院は各其總議員三分の一以上出席するにあらざれば議事を開き議決をなす事を得ず  
第四十七條 兩議院の議事ハ過半数を以て決す可否同數なる時は議長の決する所に依る

シ 若シ此ノ權ヲ奪ハレテ  
重罪人ガ治安裁判官ニ  
裁判セラル、コトアリテハ大  
層ノ損害ナリ故ニ憲法ニテ奪  
ハレヌコトヲ定 第二十五  
條〇許諾 承知シタト云  
住所 自分ノ住居シ  
無暗ニ入り込 搜索 捜シ求  
ンテ來ルコト 第二十六條〇信書  
互ニ往復ス 秘密 其秘シ  
ル紙面ナリ 秘密 其秘シ  
云ノ 侵ル、誰ニテモ他人  
シテ其秘シアル 第二十  
七條〇所有權 土地ナリ  
其他ノ動産ナモ所侵サル  
有スルノ權利ナリ 侵サ  
、コトナシ 此所有權モ何  
侵サレ 公益 世間ノ利益ニ  
マナリ 公ニナリトモ  
處分 此ウスルトカ彼スル  
ナ 第二十八條〇安寧

第四十八條 兩議院の會議は公開す但政府の要求又は其院の決議に依り秘密會をなす事を得  
第四十九條 兩議院は各天皇に上奏する事を得  
第五十條 兩議院は臣民より提出する請願書を受くる事を得  
第五十一條 兩議院は此憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要なる諸規則を定むる事を得  
第五十二條 兩議院の議員と議院に於て發言したる意見及び表決に就き院外に於て責を負ふ事なり但議員自から其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したる時は一般の法律に依り處分せらるべし  
第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内乱外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらる、事なり  
第五十四條 國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び發言する事を得  
第四章 國務大臣及樞密顧問

秩序 皆ナノ安堵シテ順妨  
ケズ 其安堵ヤ順序 義務  
勤メネバナラ 背カザル  
其務メヲ欠 信教 耶蘇教ナリ  
カヌコナリ 勝手 第二十一  
スルコト 自由 第二十一  
九條 ○言論 政事ノノナ  
活ルニ 著作 本字 著ハ 印  
行 版ニ起シテ世間ニ 集會  
澤山ノ人々カ 結社 社ヲ結  
寄リ合フコト 第三十條 ○相當  
ノノ一 敬禮 敬マイテ禮儀 規  
定 規則 定テ正シクスル 規  
メアルコト 請願 何カ願ヒ  
第三十一條 ○條規 此  
章ニ載セテ 戰時 時タカハ  
アル條々 變リコト 起 施  
國家事變 變リコト 起 施  
行 フコト 第三十二條

第五十五條 國務各大臣は天皇を補弼し其責に任ず  
凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す  
第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮  
詢に應へ重要な國務を審議す  
第五章 司法  
第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行  
ふ  
裁判所の構成は法律を以て之を定む  
第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を備ふものを以て之  
に任ず  
裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜら  
るゝ事なし  
懲戒の條規は法律を以て之を定む  
第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但安寧秩序又は風俗  
を害するの虞ある時は法律に依り又は裁判所の決議を以て對

○海軍 陸軍  
法律 抵觸 ツテ  
軍人 部内ノ人 進行 人  
ヘマテモ 行 第三十條 ○帝  
フコト 第三十條 ○帝  
國議會 法律 政事 向キ一切  
ノコト 議シテ 定メル處ニシ  
テ 帝國 議會 ハ 兩院 即チ  
貴族院 衆議院 ヨリ 第二十  
成立スルモノナリ 第二十  
一條 ○貴族院 皇族 皇族  
員トナツテ 組織 シ 議院  
タ 議院 ヲ フナリ 衆議院  
人民 ヨリ 選ビ 出シタル 兩  
院 貴族院 第三十四條  
院 衆議院 第三十四條  
貴族院 令 貴族院ニ關ル  
皇族 天皇ノ御 華族 元ノ  
ヤ此度ニ三年前ニ天子カラ  
其列ニ加ヘラレヌ人々ナリ  
勅任 天子 檢カ 御自分テオ  
命ジニナルコト 組織  
議員 會議ヲスル 組織  
人々ナリ

審の公開を停むる事を得  
第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以  
て之を定む  
第六十一條 行政官廳の違法處分に依り權利を障害せられた  
りとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の  
裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず  
第六章 會計  
第六十二條 新に租税を課し及び稅率を變更するは法律を以て  
之を定むへ  
但報償に屬する行政上の手数料及び其他の收納金は前項の限  
にあらざ  
國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となる  
べき契約を爲すは帝國議會の協賛を経へ  
第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊  
に依り之を徵收す

第三十五條 ○  
 ナリ 議員ヲ選ブニ關  
 撰舉法 シテイロクノナリ  
 ナ定メ 公撰人民カ自分ノ  
 タモノ 公撰好キナ人ヲ選  
 出ス 第三十六條 如何ナ  
 ス 一時ニ貴族院ト衆議院ノ  
 議員ヲ兼スルヲ出衆議院ノ  
 第三十七條 ○協賛ナ  
 經ル 成程コレヲ宜カロー  
 ト云ツテ贊成ヲスル  
 第三十八條 ○政府  
 ノ提出 政府カラ議院ニ持  
 スルナリ 法律案 法律トナ  
 案ナ 議決 コレナラバ宜カ  
 リ 議決スルモノ 第三十九  
 條 ○否決 センハ不可マ  
 私ニ議院テハ承知カ出来マ  
 セント云ツテ 其事ニ決ス  
 同會期中 同シ會ヲ開イ  
 ○ サテ政府カラ議院ニ持チ  
 カラテモ 其議院ニ持チ

第六十四條 國家の歳出歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協賛  
 を經べし  
 豫算の超過又は豫算の外に生じたる支出ある時ハ後日帝國  
 議會の承諾を求むるを要す  
 第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし  
 第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支  
 出シ將來増額を要する場合を除ク外帝國議會の協賛を要せず  
 第六十七條 憲法上の大權に基ける規定の歳出及び法律の結果  
 に依り又は法律上政府の義務に属する歳出は政府の同意なく  
 して帝國議會之を廢除し又は削減する事を得ず  
 第六十八條 特別の須要に依り政府は豫め年限を定め繼續費と  
 して帝國議會の協賛を求むる事を得  
 第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算  
 の外に生じたる必要の費用に充る爲めに豫備費を設くべし  
 第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て

決シテ議案カ貴族院トカ衆  
 議院トカテ排斥シタ時ニハ  
 其議案ヲ同年ノ内ノ會  
 ニ再ヒ持チ出スルカ出来  
 定メテ 第四十條 ○事  
 件ガト意見コノ口意 建  
 議 コレハ斯ウシテクマサ  
 一ナ 採納 採リ納レ 第四  
 十二條 ○召集 集メ  
 第四十二條 ○會期  
 帝國議會カ會議ヲ開イテイ  
 ロクノナリ 議シテ開イ  
 一ナリ 尤モ其間 勅命 天子  
 ヲ三月トス 延長 其三月  
 ハ仰セサナリ 會期ヲ  
 引キ延ハ 第四十三條 ○  
 スナリ 第四十三條 ○  
 臨時 何時ト定マリシ時テ  
 臨時 ハナク不意ニ呼ビ集  
 メラル 緊急ノ場合  
 常會 一年ニ三月ノ間ハ屹  
 度議會ヲ開カル、其  
 會ヲ云 臨時會 何時ト定マ  
 フナリ 臨時會 何時ト定マ

内外の情形に因り政府は帝國議會を召集するに能はざる時は  
 勅令に依り財政上必要の處分をなすとを得  
 前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾  
 を求むるを要す  
 第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至  
 らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし  
 第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定  
 し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし  
 會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む  
 第七章 補則  
 第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの必要ある時は勅命  
 を以て議案を帝國議會の議に付すべし  
 此場合に於て兩議院ハ各其總員三分の二以上出席するにあ  
 らざれば議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上の多數を  
 得るにあらざれば改正の議決をなす事を得ず

不意ニ開カレ、議會ヲ云フ  
 勅命ニヨル 第四十四  
 條 帝國議會ヲ開カレタリ  
 閉セラレタリ其會議ヲ  
 一緒ニセラ 解散ハ帝國議  
 會ノ中衆議院ノミニアル  
 ニシテ貴族院ニハナシ即チ  
 一旦免シラレルモノナリ之  
 ヲ解散トハ 停會 止メテ置  
 ヲナリ

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず  
 皇室典範を以て此憲法の條規を變更する事を得ず  
 第七十五條 憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更する  
 事を得ず  
 第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず  
 此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す  
 歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七  
 條の例に據る

第四十五條 衆議院  
 カ解散セラレタトキハ天子様カラ仰セ出サレテ新規ノ議員  
 ヲ撰ビ五ヶ月ノ内ニ新規ノ議員ヲ呼ビ集メラル、トナリ  
 ハ定マル 出席 其議院ニ出 議事 法律ナリ何ナリ會  
 過ナシ 又譯ナリソレ故衆議院テハ百人以上ノ議員カ出  
 席シタリテナケレハ會議ヲ開クコト出サレマセン 第四十七條 過半數  
 ○全開 傍聽スルコト出サレハ天子様ト云フナリ 要求  
 四十九條 上奏 上ケルコト云フモノナリ 第五十條 請願書  
 何レノ議員ナリハ自分ノ願ヒノコトヲ審キ立テ、其審而シテ出サ  
 丁カ出テ又議員ハ天子様ニ咫尺シテイロ、トナリ上奏スルナリ 第五十一條 議院法  
 部 議院ノ整理 順序ヲ立テ、諸事紛亂 第五十二條 發言 其議院ニ於テイロ、トナリ 表決 其會議シタコトニ付 院

外 議院ノ外 責ヲ負フ 言論 會議ノ節言ヒ 演說 世間ノ人ニ向ツテ其會議テ言フ 刊行 其議論ヲ出 筆記  
 紙ニ記載 方法 任方 第五十三條 現行犯罪 其場ニ於テ内亂 國內ニ乱チ起サウ 外患 外國ト戰爭テモ 許  
 諾シ 逮捕 第五十四條 國務大臣 國務大臣トハ國ノ政ヲ取ル夫レ、ノ大臣ナリ 樞密顧問トハ天 第五十五條  
 章 國務大臣及樞密顧問 國務大臣トハ國ノ政ヲ取ル夫レ、ノ大臣ナリ 樞密顧問トハ天 第五十五條  
 ○補弼 天子様ヲ助 副書 天子ノ命令ヘ副書ト云フテ又自 第五十六條 諮詢 天子様カラ御質問 重要 重モ  
 用事ノ一 審議 夫レ、トナリ事ヲイロ、トナリ 第五十七條 司法 法律ノコトヲ掌リテ若シ其法ヲ犯シタモノニシテ三  
 ナリ 第五十七條 構成 裁判所ノ組立 第五十八條 資格 夫レ、トナリ身分 刑法 イロ、トナリ 罪ヲ罰ナリ  
 宣告 罪ヲ言ヒ波サシメ 懲戒 コラシメシメ 處分 方ヲ付ケラル 對審判決 原告ト被告トヲ相對シ 公開 其對審判決ヲ  
 シムル 風俗 其人民ノ習ハ 第五十九條 第六十條 特別裁判所 行政裁判所 行政裁判所 行政上ニ關シ  
 管轄 其支配スルタケノ 第六十一條 行政官廳 各地ノ縣廳郡役所モ皆行政官廳ノ中ニアルナリ 違法處分  
 法律ニ定メタルニ違フテ處 權利 夫レ、トナリケルコトヲ爲 妨害 妨害サル 訴訟 訴ヘヨナリ 行政裁判所 行政上ニ關シ  
 分シラレタルコト云フナリ 權限 得ベキカヲ云フ 障害 妨害サル 訴訟 訴ヘヨナリ 行政裁判所 行政上ニ關シ  
 裁判所云フ 司法裁判所 民事裁判所 刑事裁判所 重輕裁判所 受理 受ケ付ケケル 第六十條 會計 定テ云フナリ 第六十  
 二條 租稅 土地ヘカケラレル稅等ヲ云フナリ 稅率 其租稅ノ變更ルコトナリ 報償 報ヘ價フ 手數料 世計ニナル高メ  
 ナ 收納金 此方ヘ取り入 國債 國ノ負債 豫算 豫メコレ程入用タト云 國庫 一國ニ屬シテ居 負擔 引キ負ト 契約  
 ノ 第六十三條 現行 今現ニトナリ行 徵集 集メルコトナリ 第六十四條 國家 一國ノト云フ 歲出 歲入 年々トナリ  
 ノト拂ヒ出ス 款項 條イロ、トナリ 超過 餘リニナリ 支出 丁コト云フ 第六十五條 豫算 豫算ノ審キ付ハ前以テ衆議院ヘ 第六

十六條○皇室經費天子様ノ御勝手向定額常ニ定マリアル第六十七條○規定規則ヲ定メテ結果其成  
チ云同意見込ミテ同シ廢除打テ棄テ除削減額ヲ減第六十八條○特別通常普通テ須要ナクテナラ  
フ繼續費年々是レタケハ必要ナル故何年トカ年限ヲ定メテ豫算費コレハ何カ不意ノ出来事モアツタレニ使フ  
其年限ノ内ハ議會ニ言ハストモ宜イヤリニシテ豫算費ヤウニ豫メ其額ヲ定メテ取ツテ置ケル  
第七十條○公共コレハ人民一般保持保チ堪ユ需用内外ノコトナリ情形アリ財政上大抵ノ勘定ノ上  
第七十一條○若シ帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セヌトカ又ハ其豫算カ成リ立タヌトハ  
段々入ル處ハトリス處ハ出シタ上會計檢査院政府ノ出シ入レシタ勘定ノ合フカ合ハヌカテ檢メテ見ル職ヲ  
テ差引キ勘定シテ定メタ處ナリ檢査報告其檢査シタ始組織立テ職分ヤク○コレノ檢査院ノ組立テノ方法  
ナリ第七十二章○輔則足ラヌ處ヲ補第七十三條○將來コノ後ト○若シコノ後チ此憲法ノ條項ヲ改正セ  
定メル第七十四章○輔則足ラヌ處ヲ補第七十五條○攝政天子様ノ第七十六條○矛盾此レト  
トモ各其總議員ノ三分ノ二以上出席シテ會議ヲ開キ其出席員改正アラタメ第七十四條○皇室典範  
三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ決スルニアラサレハ改正スルヲ得サルナリ第七十五條○攝政天子様ノ第七十六條○矛盾此レト  
ルハ帝國議會ノ會議ヲ經ルニ及ハス又皇室典範第七十五條○攝政天子様ノ第七十六條○矛盾此レト  
範ヲ以テハ此ノ憲法ヲ變ヘルコト出来サルナリ第七十五條○攝政天子様ノ第七十六條○矛盾此レト

# 議院法

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各々本法に依り施行すべきことを命ず

御命 御璽

- |               |         |
|---------------|---------|
| 内閣總理大臣        | 伯爵 黒田清隆 |
| 樞密院議長         | 伯爵 伊藤博文 |
| 外務大臣          | 伯爵 大隈重信 |
| 海軍大臣          | 伯爵 西郷從道 |
| 農商務大臣         | 伯爵 井上馨  |
| 司法大臣          | 伯爵 山田顯義 |
| 大藏大臣兼<br>内務大臣 | 伯爵 松方正義 |
| 陸軍大臣          | 伯爵 大山巖  |
| 文部大臣          | 子爵 森有禮  |
| 遞信大臣          | 子爵 榎本武揚 |

明治二十二年二月十一日





辭職 其職ヲ辭 事故ナリ  
 閣位 閣長ノ位カ 繼任者  
 其位ヲ繼イテ 第十條○  
 秩序 セメテ 保持  
 居ル 議事會 整理  
 シト正々 院外議院 代表  
 議院ノ代 第十一條○閉  
 會院ヲ閉 事務ノ任事ナ  
 指揮 差圖チ 第十二條  
 ○常任委員 常々任シテ  
 員ノ 特別委員 何カ取  
 爲メ特別ニ任セラ 臨席其  
 ニ臨ム 發言イロク 述表  
 決ナリ 第十三條○  
 故障 差支ノア 代理 名代  
 テ任事ス 第十四條○假

第十五條 各議院の議長副議長は任期満限に達するも後任者の  
 勅任せらるゝまでは仍其の職務を繼續すべし  
 第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く  
 書記官長は勅任とし書記官は委任とす  
 第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し  
 公文に署名す  
 書記官は議事録及其他の文書案を作り事務を掌理す  
 書記官の外他の必要なる職員は書記官長之を任す  
 第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す  
 第三章 議長副議長及議員歳費  
 第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴  
 族院の被撰及勅任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別に定  
 むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應せざる者は歳費  
 を受くることを得ず  
 議長副議長及議員は歳費を辭することを得ず

議長 假リニ其日 職務目  
 ナ 第十五條○任期満  
 限 議長其他ノモノ、任セ  
 キテモ若シ後ノモノカ定マ  
 ラン内ハ其後目ヲ勤ムベキ  
 コト 後任者 議長ノ職長ナ  
 ナリ 後任者 議長ノ職長ナ  
 議長ニ任セラレモノナリ  
 繼續 引キ續 第十六條  
 ○數人 四五人ノ勅任 天  
 搖ガ自ラ御命 委任 此ノ人  
 シニナル者 奏任 任シ  
 マセウト云ツテ天子様ニ奏  
 上シテ上任命スル者  
 第十七條○提理 事務  
 督シテ 公文 公ケノ 署  
 名 自分ノ名ヲ書 議事録  
 會議ノ議案ヲ登錄 文書案  
 シタモノヲ云フ 事務イロ  
 ノ原案ヲ云フ 事務イロ  
 ノ任事 掌理 任事ヲ 必要  
 ナリ 掌理 スルヲ 必要

官吏にして議員たる者は歳費を受くることを得ず  
 第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所に  
 依り一日五圓より多からざる手當を受く  
 第四章 委員  
 第二十條 各議院の委員は全院委員常任委員及特別委員の二類  
 とす  
 全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす  
 常任委員ハ事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を  
 審查する爲に各部に於て同數の委員を總議員中より選舉し一  
 會期中其の任に在るものとす  
 特別委員は一事件を審查する爲に議員の選舉を以て特に付託  
 を受くるものとす  
 第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始に於て之を撰  
 舉す  
 常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互撰す



一會期一度ノ會開會  
 一開ク擧グル○委員  
 一特別委員會ノ委員長ハ  
 互ニ擧グルケテ之レヲ任  
 中ナリ其任期ハ委員會開會  
 第二十二條ハ各委  
 員會ノ會議ハ任方ヲ定メ  
 其委員三分ノ一以上出席シ  
 タルニテアラスレハ會議ヲ開  
 クコト出來ス其他ノ委員會  
 ニテハ半數以上ノ議員力出  
 席シタルニテ開クコトナリ  
 開クコト出來ヌコトナリ  
 第二十三條○傍聽  
 ノ場ニ居ツテ其○委員  
 會議ヲ開イテ其○委員  
 會議ハ他ノ議員ニテモ其傍  
 聽ヲ禁シラハコトナリ  
 第二十四條○経過  
 ナク通り過 結果 其出來  
 クルコトナリ 結果 其出來  
 ナ報告 セルコトナリ 第二十  
 五條○要求  
 シテト云フ

否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る  
 第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せ  
 らるゝものは次の會期までに公布せらるべし  
 第六章 停會閉會  
 第三十三條 政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會  
 を命ずることを得  
 議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし  
 第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合  
 に於ては前條第二項の例に依らず  
 第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に  
 至らざるものは後會に繼續せず但し第廿五條の場合に於ては  
 此の限に在らず  
 第三十六條 閉會は勅命に由り兩議院合會に於て之を舉行すべ  
 し

第七章 秘密會議

テ求メ請 同意 其事ニ賛議  
 ハルコト 帝國議會ノ閉  
 會閉會 帝國會ノ閉  
 案 會議ニ於テ居ル間 議  
 案 會議ニ於テ居ル間 議  
 繼續引續イテ 第五章○  
 會議 第二十六條○議事  
 其會議ニ於テ居ル間 議  
 體裁等マテヲ定メタル章ナ  
 第二十六條○議事  
 日程 其日々ヤノ會議ノ始  
 末ヲ日記ノヤウニシ  
 テ書キ 報告スルコトヲ  
 付ケル 報告スルコトヲ  
 出 政府ヨリ議院 議案 議  
 ニ持テ出ス 議案 議  
 原案 緊急ニ必要ナルコトニテ急  
 ノコト 政府ノ同意 政府ト相  
 同意ヲ得 第二十七條○  
 ルコトナリ 第二十七條○  
 法律ノ議案 帝國議會ニ  
 キ法律 三讀會 於テ議スベ  
 ノ原案 三讀會 於テ議スベ  
 議スル 議決 議決シテ決  
 政

第三十七條 各議院の會議は左の場合に於て公開を停むること  
 を得  
 一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したる  
 とき  
 二 政府より要求を受けたるとき  
 第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したる  
 ときは議長は直に傍聽人を退去せしめ討論を用おす可  
 否の決を取るべし  
 第三十九條 秘密會議は刊行することを許さず  
 第八章 豫算案の議定  
 第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委  
 員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り  
 議院に報告すべし  
 第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發す  
 るものは三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを

府ノ要求 政府カラコウ  
 マル可決 宜シト云フテ其  
 ナリ順序 フヤウナ順番チ云  
 フコト 省略 手輕クシテイ  
 ナリ 第二十八條  
 ナリ 提出 持ナ出ス 議決 夫レ  
 スル ○三讀會トハ第一讀  
 用スルトカセメトカ云フコ  
 フ定メ採用スルト極メテ處  
 テ第二讀會ニテ其條款等ヲ  
 修正シ第三讀會ニテ其條款  
 等ヲ入レ代ヘメリ 第二十  
 スルヲ普通トス 第二十八  
 九條 ○發議 言ヒ出ス  
 ナ修正 惡ルイ處ヲ若  
 リ修正 惡ルイ處ヲ若  
 議 斯クシテナラバ如何  
 言ヒ始メ 贊成 宜シカラフ  
 ルコトナリ 贊成 宜シカラフ  
 意ヲス 議題 會議ノ間 第  
 三十條 ○何時 イツテモ  
 差支ナク

得す  
 第九章 國務大臣及政府委員  
 第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許すべし但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得ず  
 第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも委員會に出席し意見を述べることを得  
 第四十四條 委員會は議長を経由して政府委員の説明を求むることを得  
 第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預からず  
 第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すべし  
 第四十七條 議事日程及議事に關する報告は議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

提出 持チ 撤回 政府ヘ取  
 仕マ 第三十一條 ○最  
 後 一番後テ 經由 其人ヲ  
 奏上 天子様ヘ 否決 テハ  
 イケナイ 規定 定メテア 第  
 ト變スル 規定 通り 第  
 三十二條 ○裁可 天子  
 宜シト云ツテ 次ノ會期  
 許シニナル 世間ヘ布キ  
 翌年ノ會 公布 知ラセル  
 議ノキ 公布 知ラセル  
 第六章程 ○停會閉會  
 章ニテハ帝國議會ナレバ  
 ヤラ閉アルコトヲ定メテ  
 テ政府ニテハ何時テモ十五  
 日以内ナラバ議會ニ向ツテ  
 停會ヲ命ズル 第三十二  
 條 ○再ヒ開會 一度停會  
 クトキノ 議事ヲ繼續 其  
 一チ云フ 議事ヲ繼續 其  
 マテ議シガケテアツ 第三  
 十四條 ○衆議院ノ解

第十章 質問  
 第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さしむるときは三十人以上の賛成者あるを要す  
 質問は簡明なる主意書を作り賛成者と共に運署して之を議院に提出すべし  
 第四十九條 質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辨を爲し又答辨すべき期日を定め若答辨を爲さざるときは其の理由を示明すべし  
 第五十條 國務大臣の答辨を得又は答辨を得ざるときは質問の事件に付議員は建議の動議を爲すことを得  
 第十一章 上奏及建議  
 第五十一條 各議院上奏せむときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈するを得  
 各議院の建議は文書を以て政府に呈出すべし  
 第五十二條 各議院に於て上奏又は建議の動議は三十人以上の

散 衆議院が除り過激ナコトヲ言フトカ又ハ夫レノ規則ニ定メテハ夫レノ議院ヲ解散スルコトヲ其マツテ議院ノ一時閉シテ其ナ貴族院ノ停會ヲ命ゼラレテ一時ナクナツタ時ニハ貴族院ニテモ爲ス休シテ居ルコトナリ

第三十五條 ○帝國議會閉會 貴族院衆議院兩方トモ其一年ノ會議ヲ終ハツテ其會ヲ閉シテ任議案ヲ舞フコトヲ云フナリ 議案ニテ議スベ 建議シテ原案ナリ 議院ニテ議スルコトヲ云フテ建 請願 斯ク願ヒ出スルコトヲ云フ 後會ニ繼續シテ議スルコトヲ云フ

第三十六條 ○勅命 天子ノ仰セ出 兩議院合會 貴族院衆議院ト舉行儀一所ニ會合スルコトヲ舉行儀

賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するは兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又は否決したるときは之を奏上すると同時に甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すべし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙議院に通知すべし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むべし

式ヲ行 第七章 ○秘密

會議 議院ノ會議ナクシテ傍聴ヲ禁シ密カニ議スルコトヲ云フ

第二十條 各議院ニテハ議長トシテ議長カアルハ議長十人以上ノ發議ガアルハ其決議ニテハ秘密會ニスルコトヲ云フ

第二十八條 ○退去 其處ヲ逐 討論 互ニテ任合 可否 宜イカ惡ルイフコトヲ云フ

第二十九條 ○刊行 論 等ヲ印刷シテ世間ニ公布スルコトヲ云フ

第八章 豫算案ノ議定

豫算案ト云フテ豫算目算ヲ立テ、勘定ヲ密キ立テタ物ヲ議シテ 第四十條 ○豫算案 其一年中算ヲ立テ、之ヲ審キ立テタルモノ之ヲ豫算案ト云フ

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院は之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各十人以下同数の委員を撰舉し會同せしむ委員の協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すべし

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述べることがを得

第五十八條 兩院協議會は傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るは無名投票を用ひ可同數なるときは議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各一員を互撰し毎會交代して席に當らしむべし其の初會に於ける議長

豫算委員 其豫算ヲ取  
メニ特別ニ言ヒ付ケ  
ラレタル委員ナリ 審査  
能ク取調報告スルヲ第  
四十一條○會議

議論ヲ仕合フテ 修正  
スルコトナリ 修正  
シタリ文章 動議  
ヲ改正シタリ 賛成  
ト云フコトナリ 賛成  
ガ宜カラリト云フ 議題  
同意ヲ得ルコトナリ 議  
議ノ問題ト 第九章○國  
務大臣及政府委員

務大臣及政府委員  
章ニテハ國務大臣ヤ政府  
委員達カ議會ニ關係シテ何  
程ノ權限ヲ持ツカ又如何ナ  
ル關係ヲ有スルカ等ヲ定ム  
ル 第四十二條○發言  
議會ノ席ニテ彼レ是レ  
ノヲ發言シ得ルナリ 演  
說議員カ發言ツテ 中止  
ニシテ止メサ 第四十三

は抽籤法を以て之を定む  
第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程は其の  
協議に依り之を定むべし

第十三章 請願  
第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書は議員の紹介に依  
り議院之を受取るべし

第六十三條 請願書は各議院に於て請願委員に付し之を審査せ  
しむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長は紹  
介の議員を経て之を却下すべし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週  
一回議院に報告すべし

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求  
あるときは各議院は其の請願事件を會議に付すべし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したる

條○委員ニ付シ 夫レ  
ノ役目ヲ持ツテ居ル委  
員ニ言ヒ付テト言フコト  
見ヲ述ブ 自分ノ見込ヲ  
ナ 第四十四條○議長  
ヲ經由 議長ノ手ヲ經  
テ府委員ノ説明 政府ガ  
張シテ居ル夫レレレ○此  
ノ委員ヲ云フナリ

○表決ノ數 會議ノ決  
事ハ斯ク決スル彼ノ事ハ彼  
ノ如ク決スルト云ツテ其決  
ヲ表ハス件議員カ夫レレレ  
手ヲ揚ケルト力起ツトカシ  
テ甲或ハ乙ノ說ニ賛成ヲ表  
スルトキ其賛成者ノ中ニ加  
ハル事カ 第四十六條○  
出来ナイ 第四十六條○

主任ノ國務大臣 内務  
ヲ議シタリニハ内務大臣  
外務大臣ハ報告ヲス 第四十  
ルヲ云フナリ

ときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報  
告を求むることを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の  
名義を以てする請願は各議院之を受取ることを得ず

第六十七條 各議院は憲法を變更するの請願を受取ることを得  
ず

第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用ふべし若し請願の名義  
に依らず若し其の體式に違ふものは各議院之を受取ることを  
得ず

第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又は  
議院に對し侮辱の語を用ひるものは各議院之を受取ることを  
得ず

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判に干預するの請願を受取る  
ことを得ず

第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず



ナイカト云フコトナリ  
 言ハコト云フコトナリ  
 爲スコト云フコトナリ  
 三十人以上同意者ナリ  
 ノ決テ取リテナリ  
 カ出来ヌナリ  
 第十二章  
 ○兩議院關係ハ貴族院  
 ト衆議院トノ關係  
 ナ定メテアル  
 第五十  
 三條○豫算ヲ除外  
 コノ豫算ノコトハ是非前キニ  
 衆議院ノ方ヘ廻ハスヘキコト  
 ハ憲法ニ於テ定メテアル故  
 コノ豫算案タケハ是非衆議  
 院ヘ前キニ廻スベク其外ノ  
 議案ハ貴族院ヘ前キニ廻ス  
 合宜シケレバ衆議院ノ方ヘ  
 廻ハスモ勝手次第ナリ  
 便宜ニ從フ  
 第五十四  
 條 甲乙議院何レテナリト  
 セ議案ヲ可決スルトカ  
 否決スルトカシテハ夫レ  
 概ヘ申シ上ケル時ニハ夫レ  
 ナト同時ニ他ノ委員ニモ其事  
 ナ通知スベシトノコトナリ

第八十三條 衆議院は議員の辭職を許可することを得  
 第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に缺員を生じたる  
 ときは議長より内務大臣に通牒し補選を求むべし  
 第十七章 紀律及警察  
 第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の  
 權は此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を  
 施行す  
 第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏は政府之を派出  
 し議長の指揮を受けしむ  
 第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其の他議  
 場の秩序を紊るときは議長は之を警戒し又は制止し又は發言  
 を取消ししむ命に従はざるときは議長は當日の會議を終るま  
 て發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得  
 第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會  
 議を中止し又は之を閉つることを得

第五十五條○回付  
 院カ乙議院エ廻 兩院協  
 議會 貴族院ト衆議院ト合  
 議シテ會議ヲ開クコト  
 ○甲乙議院ノ方ニテ乙議  
 院ノ修正シタコトニ同意  
 セシ場合ニ開クナリ 拒  
 ムコト得ス 夫レテ何レノ  
 協議會ヲ開カウコトナリ  
 ト云フコト言ヒカケテ來タ  
 キニハ其言ヒカケラレタ方  
 ノ議院テイヤタト云フコト  
 ノ出テ來ヌ  
 第五十六條  
 ○協議案 協議會ノ甲議  
 院ニ於テ先ツ之ヲ議  
 シ  
 コノ協議會ヲ開クコト  
 ハ先ツ其開カウコトナリ  
 ト云フコト言ヒカケテ來タ  
 方ノ議院ニ於テ議シ次ニ  
 之レヲ其相談ヲ受ケタ方  
 議院ヘ廻 成案 協議會ニ於  
 スナリ 修正ノ動議ニ於テ成

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるときは議長は之を  
 退場せしめ必要なる場合に於ては之を警察官廳に引渡さし  
 むることを得  
 傍聽人騷擾なるときは議長は總ての傍聽人を退場せしむること  
 を得  
 第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員  
 及議員は議長の注意を喚起することを得  
 第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論説を爲すこ  
 とを得ず  
 第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人  
 の身上に涉り言論することを得ず  
 第九十三條 議院又は委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員は  
 之を議院に訴へて處分を求むべし私に相報復することを得ず  
 第十八章 懲罰  
 第九十四條 各議院は其の議員に對し懲罰の權を有す







# ●衆議院議員選舉法

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附録を裁可し之を公布せしめ併せて帝國議會を召集するの年より本法に依り選舉を施行せしむべきことを命ず

御名 御璽

内閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼	伯爵 松方正義
内務大臣	伯爵 大山巖
陸軍大臣	伯爵 森有禮
文部大臣	子爵 榎本武揚
遞信大臣	

明治二十二年二月十一日

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院議員選舉法ノ第一章ニシテ選舉區畫ノ章ハ選舉ノ土地ノ第一條ヲ定メタル者

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院の議員は各府縣の選舉區に於て之を選舉せしむ其の選舉區及各選舉區に於て選舉すべき定員は此の法律の附録を以て之を定む

第四條 〇域内 其限アリ 數選舉區ニアルコトヲモテ

第一 日本臣民の男子にして年齢満二十五歳以上の者

コシライ本籍地ニ籍カ其土  
ルコナリ住居シテ居ル直接國  
ノ所納稅地租ノヤウニ  
第七條 家督承継  
ノ財產田ヤ畑其他金  
續ク前財産主持主  
納稅額納メ納稅資  
格コレタケ稅納メ算入  
入ル第三章 被選人  
ノ資格ニテハ議員  
人ノ身分ヲ定メ第八條  
メタル章ナリ  
○被選人 漢口出サル  
選舉府縣内ニ宜シイ人  
トカ縣トカ所得稅自分カ  
ノ内ヲ云フ所得稅年々得  
ル収入ノ高ニ應シテ納  
トコロノ稅ヲ云フナリ  
第九條 宮内官 宮内

納め仍引續き納むる者に限る  
第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被選  
人たることを得ず  
前項の外の官吏は其の職務に妨げざる限は議員と相兼ねるこ  
とを得  
第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被選人たるこ  
とを得ず  
第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員は其の選舉區に  
於て被選人たることを得ず  
第十二條 神官及諸宗の僧侶又は教師は被選人たることを得  
ず  
第十三條 府縣會の議員にして衆議院の議員に選舉せられ當選  
を承諾したるときは其の前職を辭すべきものとす  
第四章 選舉人及被選人に通する規定  
第十四條 左の項の一に觸る、者は選舉人及被選人たることを

官吏會計検査官會計士  
ナリ 収稅官租子取り立  
ナル 官吏職務居ル役目ナリ  
ケ 其役目カカチ 相兼ヌ  
ケ 合ツテイケス 第十條  
勤メルニ宜シイ 第十條  
○管轄區域内 支配シテ  
ノ内 第十一條 選舉  
ナリ 管理 漢口ニ付テイ  
ノ關係 其トニ立チカ  
町村 都會ノ町 吏員 市  
第十二條 神官 神主  
宜 諸宗イロノ佛教ノ方  
ノ宗 僧侶和尚教師イロ  
旨 學校ノ 第十三條 當  
教員 撰ツノ撰ヒニ當 承諾 承知  
撰ツタモノナリ 承諾 スル  
フ云 前職 役目 第四章 ○

- 一 瘋癲白癩の者
- 二 身代限の處分を受け負擔の義務を免れざる者
- 三 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者
- 五 舊法に依り一年以上の懲役若は國事犯禁獄の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者
- 六 賭博犯に由る處刑を受け満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者
- 七 選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選舉權の停止中の者
- 第十五條 陸海軍軍人は現役中選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同一
- 第十六條 華族の當主は衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず

選舉人及彼選舉人ニ  
通スル規定

第十四條

ソノコトカラ  
ニ當ルト云フ  
白痴馬鹿モ  
自分ノ身代アリ  
テ借金ニ拂フ  
云フ處分付ケル  
ナ義務ヲナス  
公權  
得ル事ヲ爲シ  
ラレトモ何年  
止メラレテ  
居ル外ハ出サ  
カ立ツテ仕  
マツタ  
ル經サル  
トノ法  
懲役  
爲メニ  
刑法

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其の裁判確定に至るまで選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長は毎年四月一日を期として各町村長をして一の投票區域内に於て選舉資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を差出さしむべし選舉人名簿は選舉人の姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接國稅の總額并に納稅地を記載すべし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すべし  
第一 一市又は市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合に於ては選舉長其の人名簿を調製すべし  
第二 市内にある數區を合して一選舉區と爲したる場合に於ては各區長をして其の區内の人名簿を調製し選舉長に差出さしむべし

第二條 郡市を合して一選舉區と爲したる場合に於て郡長其の選舉長となりたるときは市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむべし  
第四條 第二の場合に於て市長其の選舉長となりたるときは市長其の市内の人名簿を調製すべし  
第二十條 選舉人其の住居する投票區域の外に於て直接國稅を納むるときは納稅地の町村長又は市長若しくは區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又は市長若しくは區長に差出さしむべし  
第二十一條 選舉長は各町村長又は市長若しくは區長より差出したる選舉人名簿を合して一選舉區を以て一冊として選舉管理の郡役所又は市役所若しくは區役所に備置き其の副本を府縣知事に送致すべし  
第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理の郡役所又は市役所若しくは區役所に

テ懲役ニ處セ  
ラレタルコト  
トスルコト起サ  
入ラレテ居テ  
出サレテ居テ  
ノ仕置ニ  
ナツタ  
罪  
ヲシテモ其  
犯シタ  
役中  
居ル中  
居ル内  
華族ノ當主  
月主ト  
事ノ訴  
爲メ訴ヘラレ  
テ居ルモノ  
置カル  
マダ如何トモ  
内拘留セラレ

第十五條 現  
第十六條 刑  
第十七條 刑  
第十八條 刑  
第十九條 刑  
第二十條 刑  
第二十一條 刑  
第二十二條 刑

宅へ歸ヘンテ 裁判確定  
 監カハ中 如何トカ方ノ付イテ  
 動カスヲノ出来ヌヤウニ定  
 マツ 第五章 ○選舉人  
 名簿 コノ章ニ於テハ撰舉  
 フ受ケ或ヒハ高スニ宜シイ  
 タケノ資格ヲ持ツテ居ルモ  
 ノ、名ヲ記シテ置ク帳面ノ  
 取扱ヒ方ヤ製フイカサトチ  
 定メタル 第十八條 ○選  
 舉長 撰舉ノヲテ世話スル  
 長 役人ノ頭ニテイロイ  
 ロ其役人ト 投票區域内  
 モノ監督ス 投票區域内  
 此處ヨリ彼處マテトカキリ  
 ニ其限ツテアル内テ投票チ  
 スルノハ抑テ投票 選舉資  
 格 他人ヲ撰舉スルニ宜シ  
 格 他人ヲ撰舉スルニ宜シ  
 キタケノ身分ヲ持ツ  
 調査 取り調ベテ見 調製  
 コシライル 一本ニテツ  
 官位 役ヲ勤メ居ルナレ職  
 業 仕事 身分トカ云フ身分

於て縦覽せしむへい  
 第二十二條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人名の脱漏  
 又ハ誤載あることを發見したるときは其理由書及 證憑を具  
 へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むることを得  
 縦覽期限を経過したる後前項の申立を爲すも其の効なし  
 第二十四條 選舉長に於て脱漏の申立を受けたるときは其理由  
 及 證憑を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定  
 すべし若其の申立を以て正當なりと判定したるときは直に其  
 の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若は區  
 長に通知し併せて選舉區内に告示すべし  
 第二十五條 選舉長に於て誤載の申立を受けたるときは其の理  
 由及 證憑を審査し必要なる場合に於ては申立人又は被告人  
 を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定す  
 べし若誤載なりと判定したるときは直に之を削除其の由を  
 被告人所在地の町村長又は市長若は區長に通知し併せて選舉

住所 住居ナシテ居 年月  
 生レタ年 月 日 總額納メ  
 テノ額 納稅地 此處ノ土地  
 ノ稅ヲ納メ彼處ノ土地ヨリ  
 ハ何程ノ稅ヲ納ムルト云フ  
 記載セルコトナリ 第  
 十九條 (市ニ於テハ  
 市ト呼ビ得ルタケノ戸  
 數ヤ資格ヲ備イメ處  
 法ヲ云フ) 市ニ於テハ  
 市ト云フ 市内ノ市ノ一  
 選舉區ト云フコトナリ 數  
 區ニ分チ 各區長  
 一撰舉區内ニ包マレタル  
 多ノ區ノ區長ハ各人名  
 簿ヲ造 選舉長 命ラレタ  
 ルナリ 郡市ヲ合セテ 市長  
 ノ區長ト同シ 第二十条  
 ○住居スル 其處ニ住ツ

區内に告示すべし  
 第二十六條 申立人又は被告人に於て選舉長の判定に服せざる  
 とときは選舉長を被告とし判定の日より七日以内に始審裁判所  
 に出訴するを得  
 第二十七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるときは  
 他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すべし  
 第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判は控訴することを  
 許さず但し大審院に上告することを得  
 第二十九條 撰舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年  
 の調製の日まで之を据置くべし但し裁判言渡書に依り改正す  
 べきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時より二十  
 四時内に之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村  
 長又は市長若は區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし  
 第六章 撰舉の期日及投票所  
 第三十條 撰舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解

投票區域ニシテ投票メテ其内テ投票直接國  
 納税ノカト國庫ニ納納税  
 地稅ヲ納メ町村長町  
 頭ナリ証狀ソノコトヲ  
 証明スル書キ付ナリ  
 投票被選舉人ノ名ヲ書  
 付テ紙ヲ云フナリ期  
 日何日ヲ定メテ管理  
 ソレヲ能ク取締リ第二十  
 且ソ取リ扱フ  
 一條○備置クソレ原  
 備ヘテ置副本撰人ノ籍  
 クコナリイテ其一冊送致  
 送フテ遺選舉管理ノ役  
 所ソレ撰人ノ取リ第  
 二二條○縦覽何人  
 モ構ハスニ見ルコト許  
 シテ置クコト云フナリ第  
 二二三條○脱漏撰人  
 資格

散を命せられたるときは勅命を以て臨時撰擧の期日を定め少  
 くとも三十日以前に交付すべし  
 第三十一條 投票所は町村役場又は町村長の指定したる場所に  
 於て之を設け町村長之を管理す  
 第三十二條 一町村に於て撰擧人少數にして一の投票所を設く  
 るに足らざるときは數町村を合併することを得  
 此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及  
 投票所并に投票所管理の町村長を指定すべし  
 第三十三條 町村長は其の管理する投票區域内に於ける撰擧人  
 中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選舉の期日よ  
 り三日以前に之を本人に通知し選舉の當日投票所に參會せし  
 むべし  
 立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ず  
 第七章 投票  
 第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時に終る

ノアルモノニテ名誤載者  
 簿ニ誤レテ居ルヲ誤載者  
 へ配スヘカラサル人ヲ誤マ  
 リテ載セテ置クコトナリ  
 理由書書イタ書付 証  
 憑何カヨリトコトノ縦覽  
 憑アル儘カナ証據  
 期限内何人テモ見ルコトヲ  
 許サレテアル期  
 ナリ改正直メテ 經過期  
 ナリ過キ効ナシ言ヒ立テ  
 テカラ 第二十四條○脱  
 ナコト申立 此處ニカ様ナ  
 ルコト申シ立 理由及証  
 憑ソノコトヲ審査ソノコ  
 トヲ取調ヘテ決定メルコ  
 ト正當ト云フ次第 記載ソ  
 キノセル 當人所在地  
 コトナリ 居ル處又ハ現ニ  
 ノ住居シテ居ル處ナリ  
 其モノ、居ル處所ナリ  
 通知ヤルコト 選舉區内

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の輪を設け其の一は  
 町村長之を管守し其の一は立會人之を管守すべし  
 第三十六條 町村長は投票の初に當り立會人と共に參會したる  
 撰擧人の面前に於て投票函を開き其の空虛なることを示すべ  
 し  
 第三十七條 撰擧人は選舉の當日日本人自ら投票所に至り撰擧人  
 名簿の對照を経て投票すべし  
 第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日  
 投票所に於て町村長より之を各撰擧人に交付すべし  
 撰擧人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に  
 自己の姓名住所を記載して捺印すべし  
 第三十九條 撰擧人にして文字を書すること能はざる由を申立  
 つるときは町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞  
 かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし  
 第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選舉區に於ては連名投



其者ノ撰挙サレハ 告示  
 知ラセ 第二十五條 ○  
 誤載ノ申立 ヲハハ誤  
 ヲテソノ撰挙長ヘ言  
 立テルコトヲ云フナリ  
 審査能ク取り調ヘ 必要  
 コレハ成程要申立人  
 用タト云フコトナリ  
 ナ申立 被告人 彼レ  
 テタ者 被告ノ如キ  
 コトヲシタノダト云  
 ツテ告ラレタモノ 召喚  
 出スコト 密問 取り調  
 トナリ 密問 取り調  
 判定 思フコト 削除  
 除ル 被告人所在地  
 マモノ、居ル 通知  
 トコロヲ云フ 第二十六  
 告示 告示 第二十六  
 條 ○服ヒサル 撰挙長  
 コトニ服サ 撰挙長ヲ被告  
 マコトナリ 撰挙長ヲ被告  
 撰挙長ヲ相手トシテ 始  
 訟ヲ起スコトヲ云フナリ

票を用うへー  
 第四十一條 選挙人名簿に記載せられたる者の外投票すること  
 を得ず但し選挙人名簿に記載せらるべき裁判官渡書を所持し  
 選挙の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交  
 付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すへー  
 第四拾二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其の由  
 を告げ投票函を閉鎖すへー投票函閉鎖の後には總て投票するこ  
 とを許さず  
 第四拾三條 町村長は投票明細書を造り投票に關る一切の事項  
 を記載し立會人と共に署名すへー  
 第四拾四條 町村長は一名又は数名の立會人と共に投票の翌日  
 投票函及投票明細書と併せて選挙管理の郡役所又は市役所若  
 は區役所に送致すへー  
 第四十五條 一選挙區内にある島嶼にして前條の期限内に投票  
 函を送致すること能はざる情况あるときは府縣知事は人名簿

審裁判所 何事ニテモ氏  
 メニ受出訴 訴へ出ル 第  
 ルトコロ 出訴 訴へ出ル 第  
 二七條 ○訴訟 訴へ  
 一件請取 其訴訟ヲ受理 順  
 ナリ 順序ヲ 第二十八條  
 序云フ  
 ○控訴 其訴訟ヲ裁判サレ  
 ルコトナク之ヲ又控訴 上  
 判所へ訴へ出ルナリ  
 告 大審院へ上告シテ又裁  
 判ヲシテ黄フコトナリ  
 第二十九條 ○確定期  
 限 シツカト定マルヘ 据置  
 ソノ儘ニ取ツ 裁判官渡  
 テ置クコトナリ 裁判官渡  
 書 裁判官渡書キ付改正ス  
 シタル書キ付改正ス  
 コトナリ 第六章 ○選挙  
 期日及投票所 第二章ニ  
 ナ行フヘキノ期日ヤ場 第  
 所ヲ定メタル章ナリ 第  
 三十條 ○選挙ノ投票

確定の日より選挙の期日までの間に於て適宜に其の投票の期  
 日を定め選挙會の期日までに其の投票函を送致せしむること  
 を得  
 第八章 選挙會  
 第四拾六條 選挙會は選挙管理の郡役所又は市役所若は區役所  
 に於て之を開く  
 第四拾七條 選挙長は各投票所より參會したる立會人の中より  
 抽籤を以て選挙委員三名以上七名以下を定むへー  
 第四拾八條 選挙長は投票函送達の翌日選挙委員立會の上各投  
 票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すへー若投票  
 と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を投票明細  
 書に記載すへー  
 第四拾九條 總數の計算を終りたるときは選挙長は選挙委員と  
 共に投票を點驗すへー  
 第五拾條 各選挙區の選挙人は其の選挙會に參觀を求むること



管守ソレヲ能ク立會人票  
 スル場所ニ立チ 第三十  
 六條○參會 其處へ集マ  
 事人下前日ノ前ニ 投  
 票函ソレニアル名 空虛  
 カラテア示ス見セル 第  
 三十七條○選舉ノ當  
 日 撰舉ノコトヲ行 投票所  
 投票ヲス 對照 テラシ合セ  
 ル場所 テラシ合セルコト  
 ナリ經テ シテシマウテカラ  
 第三十八條○投票用  
 紙 投票スル紙ニ用 一定  
 ノ式體裁ナクヤウナ 當日  
 ソノ日ト 交付ソレハ被  
 選人ノ姓名 撰舉セル  
 ナク記載シ 其投票紙ヘ  
 書キ載セル

票を保存すべし  
 第五十七條 選舉長は選舉明細書を作り選舉點檢に關する一切の  
 事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし  
 第九章 當選人  
 第五拾八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす  
 投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月な  
 るときは抽籤を以て之を定むべし  
 第五拾九條 當選人定まりたるときは選舉長は直に其の姓名及  
 投票の數を府縣知事に届出へし  
 第六拾條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人に通  
 知し其の姓名を管内に告示すべし  
 第六拾壹條 當選人當選の通知を受けたるときは其の當選を承  
 諾するや否を府縣知事に届出へし  
 第六拾貳條 一人にして數選舉區の當選人となりたる者當選の  
 通知を受けたるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府

自己ノ姓名住所  
 ナリモノカ自分ノ姓名住所  
 所ヲ書キ載セルナリ 第三十九  
 條○文字ヲ書スルコ  
 能ハスカ出來メコト 東  
 員村役場ノ代替 其者ニ代  
 員役人ナリ ハツテ書  
 クコトヲ 本人ニ讀ミ開  
 カセ 其書イタモノヲ當人  
 ナリニ讀ンテ開カセルコ  
 ナリ 捺印投票 投票シム  
 ルコトヲ 投票明細書ノ事  
 件ニ關ハルコト一切ナリ 第  
 四十條○連名投票 被  
 舉人兩名ノ名ヲ一枚ノ投票  
 紙ニ書クコト連名投票ト云  
 フ 第四十一條○裁判  
 言渡書 此人ハ撰舉權ヲ所  
 有シテアルト云フ  
 裁判言渡シ書 投票用紙

縣知事に届出へし  
 第六拾三條 當選人其の府縣内に在る者は十日以内其の府縣外  
 に在る者は二十日以内に當選承諾の届出を爲さざるときは其  
 の當選を辭したるものと見做すべし  
 第六拾四條 當選人にして其の當選を辭し又は期限内に其の當  
 選の承諾を届出さるときは府縣知事は選舉の期日を定め其の  
 選舉長に命じ再び選舉を行はしむべし但し第五拾八條第二項  
 の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又は  
 其の承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以  
 て當選人を定むべし  
 第六拾五條 各選舉區の當選人確定したるときは府縣知事は當  
 選證書を付與し及管内に告示し並に當選人の資格を録して  
 内務大臣に具申すべし  
 第拾章 議員の任期及補欠選舉  
 第六拾六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍

投票スルニ用ユル 投票明  
紙ヲ云フ者ナリ 投票ニ關  
細書ニ記載スル書キ付ニ記  
事件ヲ記載スル書キ付ニ記  
載ナルヲ云フモノナリ  
第四十二條 ○投票終  
ハルノ時期 投票ヲ爲シ  
時ヲ云 閉鎖閉チテ仕舞フ  
フナリ 投票函閉鎖ノ後  
ナリ 投票函閉鎖ノ後  
票函ヲ開チテ仕 第四十  
マウタ後ニテ 第四十  
三條 ○投票明細書ヲ  
造リ 投票ナセシ等ニ關  
造リ 投票明細ナル書付署  
名 其書面ヘ名ヲ 第四十  
記載スルナリ 第四十  
四條 ○投票ノ翌日  
チシタ次キ 數名 三四ノ  
ノ日ナシ 選舉ニ關スル  
選舉管理 一切ノコトヲ取  
リ締ルコトヲ送致マルコトヲ  
チ云フ 第四十五條 ○島嶼  
ヨリ 陸地

選舉に應ずることを得  
第六拾七條 議員の欠員あるに由り内務大臣より補欠選舉を開  
くべき旨を命せられたるときは府縣知事は其の命を受けたる  
日より二十日以内に欠員の選舉區に限り臨時選舉を行ひ補欠  
議員を選舉せしむべし  
第六拾八條 補欠議員の任期は前議員の任期に依る  
第拾一章 投票所取締  
第六拾九條 投票管理の町村長は投票所の秩序を保持し必要  
なる場合に於ては警察官吏の處分に付することを得  
第七拾條 凡て戎器又は兇器を携帯する者は投票所に入ること  
を許さず  
第七拾一條 選舉人に非ざる者は投票所に入ること許さず  
第七拾二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧噪に涉り又は  
他人の投票を勸誘することを禁ず  
第七拾三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は

カケ離レテ海中ニ 情況  
アル土地ヲ云フ 投票函  
ヤウナリ 人名簿確定  
ノ日 其人名簿ヲ持テ終リ  
ノ日 確定シタル日ヲ云  
適宜ニスルコトヲ云フ  
投票ノ期日ヲ定 投票  
ヲ行フベキ日ヲ 投票函  
定ノルヲ云フ 投票函  
ヲ送致マルコトヲ云フナリ  
第八章 ○選舉會  
フ爲メニ集マリテ 第四十  
ル會合ヲ云フナリ 第四十  
六條 ○選舉管理  
ヲ世話スルコト 第四十七  
條 ○各投票所  
チ云 參會 其處ヘ乘リ來  
フ云 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵 鐵  
ノコトヲ取扱フ委 第四十  
員ヲ云フナリ 第四十  
八條 ○投票函送達

之を警戒し其の命に従はざるときは之を投票所の外に退出せ  
しむべし  
第七拾四條 投票所の外に退出せしめたる者は犯罪者を除く外  
其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に呼入るゝことを  
得  
第七拾五條 投票所に參會したる選舉人にして刑法又は此の法  
律の罰則を犯したる者は投票することを禁じ其の姓名事由を  
投票明細書に記載すべし  
第七拾六條 投票に關する異議の申立に付町村長の決定に對  
ては投票所に於て不服を申立つることを得ず  
第七拾七條 選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て選  
舉會の參觀を求むる者は總て第六十九條より第七十三條に至  
るまでの例に照し選舉長之を處分すべし  
第十二章 當選訴訟  
第七十八條 各選舉區に於て當選を失ひたる者當選人の當選を

スル函カ送クヲ 總數凡テ  
 レテ來ルコトナリ 總數ノ後  
 票ノ札數 計算見ルコト差  
 ナク云フ 計算見ルコト差  
 異コト云フナリ 第四十  
 九條○投票ヲ點檢ス  
 能ク其投票ヲ取り 第五十  
 條○選舉會 投票ヲ行フ  
 條○選舉會 投票ヲ行フ  
 マリヤ 參觀見ルコト云フ  
 ル會 參觀見ルコト云フ  
 第五十一條○掲クル  
 左ニ舉ケテ置ケモ 無効無  
 ノハト云フナリ 無効無  
 フト云 選舉人名簿ニ  
 記載ナキ者 選舉人名簿  
 カレメモノカシ 所持シテ  
 タ投票ナシ 所持シテ居  
 ナリ 成規ノ用紙規則ニ  
 テ置イテ通 自己ノ姓名  
 リノ用紙 自己ノ姓名  
 撰舉人カ自分ノ名 資格  
 ナ書カメモノナリ 資格  
 マケノ身 連名投票被撰  
 分チ云フ

無効とするの理由ありと認むるときは當選人を被告とし第六  
 十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内に控  
 訴院に告訴することを得  
 其の期限を超過したる後告訴するも其の効を  
 第七十九條 原告人は訴訟状と共に保證金として金三百圓又は  
 之に相當する公債証書を控訴院書記局に預置くべし  
 第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内  
 に一割の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控除し  
 仍足らざるときは之を追徴すべし  
 第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟を爲し  
 たるときは控訴院の一の裁判言渡書を以て名訴訟人に宣告す  
 ることを得  
 第八拾二條 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院は其の訴  
 訟を棄却すべし  
 第八拾三條 原告人訴訟を願下ぐるときは同時に其の由を新聞

ニ名ヲ記載 列記並ヘテ書  
 シタル投票 列記並ヘテ書  
 人員中資格アル者 連  
 名投票ヲ爲シタル件數名  
 中ノ一人ナリ二人ナリ其  
 レタケノ身分アリアル  
 ナラヌト云フ 誤字アリ  
 ナラヌト云フ 誤字アリ  
 ノ文字ア 汚染ヨコレヨ  
 ルモノ 汚染ヨコレヨ  
 フ塗抹 消シタ處カアツマ  
 スル毀損 其紙カ破レテ認  
 知コト云フ 通常一通リト  
 假名字 假名テモナリ 規  
 定規則ヲ定 指名タ名チ云  
 フナ 官位 持ツテ居ル役ノ  
 フ 職業 持ツテ居ル身分ノ  
 トカ平民トカ 附記ソノ言  
 テ書ク敬稱言葉ナリ 第  
 五十一條○効力  
 メキハ

紙又は其の他の方法を以て公告すべし  
 第八拾四條 控訴院は當選訴訟を審判するに當り本訴に關係す  
 る刑法又は此の法律の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すこ  
 とを得但し此の場合に於ては檢察官をして立會はしむべし  
 當選訴訟に關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者は所轄  
 刑事裁判所に於て之を裁判す  
 第八拾五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁  
 判言渡書の謄本を内務大臣に送付すべし若衆議院開會すると  
 きは併せて之を議長に送付すべし  
 第八拾六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對しては大審院に上  
 告することを得  
 第八拾七條 訴訟の目的たる當選人は其の裁判確定に至るまで  
 衆議院に列席するの權を失はず  
 第八拾八條 當選訴訟に付本章に規定したるもの、外總て普通  
 の訴訟手續に依る



**八條○投票總數** 投票ノ數  
 皆ナ 最多數 最モ一番ニ其  
 ノヲ 投票ノ數ノ多イモ  
 ノヲ 當選人 撰ビ當テラ  
 レ  
**投票同數** 投票ノ札數カ  
 長者 光キニ生 抽籤 抽キ  
 ナス  
**第五十九條○姓  
 名及投票ノ數** 撰ビ當テ  
 ノ、姓名ト其投票 届出ベ  
 ノ數トヲ云フナリ  
 シ 府縣知事ハ廻ハシテ第  
 一 届ケテヤルナリ  
**六十條○各當選人  
 當テラレタ** 通知 知ラセテ  
 人々ヲ云フ 通知ヤル  
 管内 自分ノ支配シテア  
 示 告ケ知ラ 第六十一條  
 スル  
**○當選ノ通知** 撰ビ當テ  
 ト云フ知ラセ 當選ヲ承  
 テ受ケルナリ 當選ヲ承  
 諾ス 撰ハレタコトヲ承知  
 テ 議員ニナラウト云

**第九十五條** 選舉ノ際 管理  
 者又は立會人ニ暴行を加ヘ  
 又は暴行を以テ投票所若  
 は選舉會場を騷擾シ又は  
 投票函を抑留毀壞若  
 は劫奪シたる者は四月以上  
 四年以下の輕禁錮に處シ  
 二百圓以下の罰金を附加す  
**犯罪者戎器又は兇器を携  
 帶シたる** ときは各々本刑に  
 一等を加ふ  
**第九十六條** 多衆を嘯聚  
 シて前條の罪を犯スル者  
 是處す  
 其の情を知テ嘯聚に應  
 じ勢を助けたる者は二年  
 以上五年以下の輕禁錮に處  
 す  
**犯罪者戎器又は兇器を携  
 帶シたる** ときは各々本刑に  
 一等を加ふ  
**第九十七條** 演說又は新聞  
 紙若は其の他の文書を以  
 テ人を教唆シ前二條の罪  
 を犯スル者は刑法第百五  
 條の例に依る其

**第六十二條○數撰  
 區** 選挙區ノ數撰區 府縣  
 知事ニ届ケ出ヘシ 分  
 知事ハ其承諾ノ旨ヲ届ケ  
 ツル  
**第六十三條○  
 府縣内** 其撰ハレタ府  
 縣外 其撰ハレタ府縣ノ外  
 當選ヲ許ス 撰ビ當テラ  
 ザト云フナリ 第六十  
 四條○期限内 定メテ置  
 内ニト云 第六十四條○  
 當選人確定 撰ビ當テラ  
 カト定マ 當選証書  
 撰ビ當テラレタモノニ相違  
 ナイト云フヲ証明スル爲  
 メノ証書 付與 其証書ヲ液  
 ナ管内 自分ノ支配シテ居  
 ル支配下ノコトヲ云

の教唆の効なき者も仍本刑に二等又は三等を減じ處断す  
**第九十八條** 戎器又は兇器を携帶シて投票所若は選舉會場  
 入りたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す  
**第九十九條** 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るま  
 での刑に處せられたるときは其の當撰は無効とす  
**第一百條** 他人の姓名を詐稱シて投票を爲したる者及第拾四條に  
 依リ撰舉人たることを得ざる者投票を爲したるときは四圓以  
 上四拾圓以下の罰金に處す  
**第一百一條** 前數條の罪を犯シ禁錮以上の刑に處せられ又は再び  
 罰金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下の撰舉權及被  
 選權を停止す  
**第一百二條** 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義  
 務を缺くときは五圓以上五拾圓以下の罰金に處す  
**第一百三條** 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あるものは各  
 ヲ其の條に依リ重きに從テ處断す

フナ 資格ヲ銷シ 其身分  
付ケル 具中 其事ヲ申シ上  
第十章 ○議員ノ任期  
及補欠選舉 ハ衆議院議  
員ノ任期年限等ヨリ補選  
員ト云ツテ議員ニ欠員ノ生  
シタル時之ガ代リノ人ヲ選  
ブ等ヲ定メタル章ナリ

第六十六條 ○議員ノ  
任期 一回議員ニ撰上ケ  
ムベキ年限ヲ云 仍選舉  
フ尤モ四年トス 仍選舉  
ニ應ス 其四ヶ年ノ任期カ  
ニモ宜イ 第六十七條 ○  
議員 議員ノ中ニ病氣トカ  
其故障アツテ欠  
ト云フハ欠員ナリ 補選  
員ト云フハ所ノ生シタ  
所ヲ補フガメニ議員ヲ  
撰選スルヲ云フ 臨時選  
舉 臨時ニナツテカラ急ニ  
撰選スルハ即テ臨時選舉

第一百四條 凡て選舉に關する犯罪は六箇月を以て期滿免除トす

第一百五條 此の罰則は第拾一章の各條と共に投票書及選舉會  
場に貼示すべし

第拾四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定  
したる投票及選舉の管理は市長兼て之を掌るべし

第四條の場合に於ては一選舉區に一の投票所を設け此法律に  
規定したる投票及選舉の管理は區長兼て之を掌るべし

第一百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其の管理する選  
舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め  
遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人に通知し選舉の  
當日投票管理の市役所又は區役所に參會せしむべし

立會人は投票に立會ひ併せて投票を點檢すべし

此の場合に於ける選舉明細書は併せて投票の事項を記載すべ  
し

ト云 補欠議員 欠員補フ  
ニ撰ヘンナリ 第六十八  
條 ○任期 議員トナツテ  
ナリ 前議員ノ任期ニ欠  
限ト云フナリ 第十一  
章 ○投票所取締 章ニ  
於テハ投票ナスル場所ヲ取  
リ締リスルヲ定メテ章ナ  
リ 第六十九條 ○投票  
管理 投票ノノニ關係シテ  
締ルコト投票所ノ秩序ヲ  
ヤル場所ノ乱レヌヤウニ締リノシ  
ヤンド立ツテ居ルコトヲ云フナリ  
我器ニナ種類ノ者ナリ 兇器ノ  
ヲ云 第七十二條 ○演說 自分ノ  
者 其處ニアツテ演說シ  
罰則 其處ニ演說シ 事由ヲ  
第七十三條 ○秩序ヲ紊ル  
第七十五條 ○參會シタル選舉人  
第七十六條 ○異議何ソレニハ  
第七十七條 ○投票所ニ入ル

第一百八條 島司を置く地方に於ては此の法律に規定したる選舉  
長の職務ハ島司之を掌るべし

第一百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定し  
たる町村長の職務ハ戸長之を掌るべし

第一百拾條 選舉人名簿調製の初年に限り所得税法施行以來第六  
條第八條に規定したる納税額を引續き納完了たる者は其納税  
資格の期限に充つるものと見做すべし

第一百拾一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於ては將來一般の地方  
制度を進行するの時に至るまで此の法律を施行せず

第七十條 ○  
第七十一條 ○投票所ニ入ル  
第七十四條 ○犯罪  
第七十五條 ○罰則  
第七十六條 ○異議  
第七十七條 ○投票所ニ入ル







- 第一區 上京區一人
  - 第二區 下京區一人
  - 第三區 愛宕郡葛野郡乙訓郡紀伊郡一人
  - 第四區 宇治郡久世郡相樂郡綴喜郡一人
  - 第五區 南桑田郡北桑田郡船井郡天田郡何鹿郡二人
  - 第六區 加佐郡與謝郡中郡竹野郡熊野郡一人
- 大阪府 議員總數十人
- 第一區 西區一人
  - 第二區 東區北區一人
  - 第三區 南區一人
  - 第四區 西成郡東成郡住吉郡二人
  - 第五區 島上郡島下郡豐島郡能勢郡一人
  - 第六區 茨田郡交野郡讀良郡河內郡若江郡高安郡一人
  - 第七區 石川郡八上郡古市郡安宿郡錦郡丹南郡志紀郡丹北郡大縣郡澁川郡一人

- 第八區 堺區大島郡泉郡一人
  - 第九區 南郡日根郡一人
- 神奈川縣 議員總數七人
- 第一區 橫濱區一人
  - 第二區 久良岐郡橘樹郡都筑郡一人
  - 第三區 南多摩郡西多摩郡北多摩郡二人
  - 第四區 三浦郡鎌倉郡一人
  - 第五區 高座郡愛甲郡久津井郡一人
  - 第六區 大住郡絢綾郡足柄上郡足柄下郡一人
- 兵庫縣 議員總數十二人
- 第一區 神戸區一人
  - 第二區 武庫郡菟原郡川邊郡有馬郡一人
  - 第三區 多紀郡氷上郡一人
  - 第四區 八郡郡明石郡美夔郡一人
  - 第五區 加古郡印南郡一人

第六區 加東郡多可郡加西郡一人

第七區 飾東郡飾西郡神東郡神西郡一人

第八區 揖東郡揖西郡赤穂郡佐用郡宍粟郡二人

第九區 城崎郡美含郡氣多郡出石郡七美郡二方郡養父郡朝來郡二人

第十區 津名郡三原郡一人

長崎縣 議員總數七人

第一區 長崎區西彼杵郡二人

第二區 東彼杵郡北高來郡一人

第三區 南高來郡一人

第四區 北松浦郡壹岐郡石田郡一人

第五區 南松浦郡一人

第六區 上縣郡下縣郡一人

新潟縣 議員總數十三人

第一區 新潟區西蒲原郡一人

第二區 北蒲原郡東蒲原郡巖谷郡二人

第三區 中蒲原郡一人

第四區 南蒲原郡一人

第五區 古志郡三島郡二人

第六區 刈羽郡一人

第七區 北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡二人

第八區 中頸城郡西頸城郡二人

第九區 雜太郡加茂郡羽茂郡一人

埼玉縣 議員總數八人

第一區 北足立郡新座郡一人

第二區 入間郡高麗郡橫見郡比企郡二人

第三區 南埼玉郡北葛飾郡中葛飾郡二人

第四區 北埼玉郡大里郡幡羅郡榛澤郡男衾郡二人

第五區 兒玉郡賀美郡那珂郡秩父郡一人

群馬縣 議員總數五人

- 第一區 東群馬郡南勢田郡村根郡北勢多郡一人
  - 第二區 新田郡山田郡邑樂郡一人
  - 第三區 佐位郡那波郡綠野郡多胡郡南甘樂郡一人
  - 第四區 西群馬郡片岡郡吾妻郡一人
  - 第五區 北甘樂郡碓氷郡一人
- 千葉縣 議員總數九人
- 第一區 千葉郡市原郡一人
  - 第二區 東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡二人
  - 第三區 香取郡一人
  - 第四區 海上郡匝瑳郡一人
  - 第五區 山邊郡武射郡一人
  - 第六區 夷隅郡上埴生郡長狹郡一人
  - 第七區 望陀郡周准郡天羽郡一人
  - 第八區 安房郡平郡朝夷郡長狹郡一人
- 茨城縣 議員總數八人

- 第一區 東茨城郡鹿島郡行方郡二人
  - 第二區 多賀郡久慈郡那珂郡二人
  - 第三區 西茨城郡真壁郡一人
  - 第三區 豐田郡結城郡岡田郡西葛飾郡猿島郡一人
  - 第五區 筑波郡新治郡一人
  - 第六區 信太郡河內郡北相馬郡一人
- 栃木縣 議員總數五人
- 第一區 河內郡芳賀郡一人
  - 第二區 上都賀郡下都賀郡寒川郡二人
  - 第三區 安蘇郡足利郡梁田郡一人
  - 第四區 鹽谷郡那須郡一人
- 奈良縣 議員總數四人
- 第一區 添上郡添下郡山邊郡廣瀬郡平群郡一人
  - 第二區 式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡葛上郡葛下郡忍海郡二人

- 第三區 宇智郡吉野郡一人
- 三重縣 議員總數七人
- 第一區 安濃郡一志郡一人
- 第二區 三重郡鈴鹿郡奄藝郡河曲郡一人
- 第三區 桑名郡員辨郡朝明郡一人
- 第四區 飯高郡飯野郡多氣郡一人
- 第五區 度會郡答志郡英虞郡北牟婁郡南牟婁郡二人
- 第六區 阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡一人
- 愛知縣 議員總數十一人
- 第一區 名古屋區一人
- 第二區 愛知郡一人
- 第三區 東春日井郡西春日井郡一人
- 第四區 丹羽郡葉栗郡一人
- 第五區 中島郡一人
- 第六區 海東郡海西郡一人

- 第七區 知多郡一人
- 第八區 碧海郡幡豆郡一人
- 第九區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人
- 第十區 北設樂郡南設樂郡寶飯郡一人
- 第十一區 渥美郡八名郡一人
- 靜岡縣 議員總數八人
- 第一區 安倍郡有渡郡一人
- 第二區 富士郡庵原郡一人
- 第三區 志太郡益津郡一人
- 第四區 榛原郡佐野郡城東郡一人
- 第五區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人
- 第六區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡鹿玉郡一人
- 第七區 那賀郡加茂郡君澤郡田方郡駿東郡二人
- 山梨縣 議員總數三人
- 第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人

第二區 東山梨郡南都留郡北都留郡一人  
第三區 東八代郡西八代郡南巨摩郡一人  
滋賀縣 議員總數五人

第一區 滋賀郡高島郡一人  
第二區 甲賀郡野洲郡栗太郡一人  
第三區 犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡二人  
第四區 西淺井郡東淺井郡伊香郡坂田郡一人  
岐阜縣 議員總數七人

第一區 厚見郡方縣郡各務郡一人  
第二區 不破郡安八郡一人  
第三區 海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡一人  
第四區 大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡一人  
第五區 武儀郡郡上郡一人  
第六區 加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡一人  
第七區 大野郡益田郡吉城郡一人

長野縣 議員總數八人

第一區 上水内郡更級郡一人  
第二區 下水内郡上高井郡下高井郡一人  
第三區 小縣郡埴科郡一人  
第四區 西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡二人  
第五區 佐久郡北佐久郡一人  
第六區 上伊那郡諏訪郡一人  
第七區 下伊那郡一人

宮城縣 議員總數五人

第一區 仙臺區名取郡宮城郡一人  
第二區 柴田郡刈田郡伊具郡亙理郡一人  
第三區 黑川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡一人  
第四區 栗原郡登米郡一人  
第五區 桃生郡牡鹿郡本吉郡一人  
福島縣 議員總數七人

- 第一區 信夫郡伊達郡一人
  - 第二區 安達郡安積郡一人
  - 第三區 田村郡巖瀨郡東白川郡西白川郡石川郡二人
  - 第四區 南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡二人
  - 第五區 菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡一人
- 巖手縣 議員總數五人
- 第一區 南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡一人
  - 第二區 東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡一人
  - 第三區 稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡一人
  - 第四區 江刺郡膽澤郡氣仙郡一人
  - 第五區 西磐井郡東磐井郡一人
- 青森縣 議員總數四人
- 第一區 東津輕郡上北郡下北郡三戸郡二人
  - 第二區 北津輕郡南津輕郡一人
  - 第三區 中津輕郡西津輕郡一人

- 山形縣 議員總數六人
- 第一區 南村山郡東村山郡西村山郡二人
  - 第二區 東置賜郡南置賜郡西置賜郡一人
  - 第三區 飽海郡西田川郡東田川郡二人
  - 第四區 最上郡北村山郡一人
- 秋田縣 議員總數五人
- 第一區 南秋田郡一人
  - 第二區 山本郡北秋田郡鹿角郡一人
  - 第三區 河邊郡由利郡一人
  - 第四區 仙北郡平鹿郡雄勝郡二人
- 福井縣 議員總數四人
- 第一區 足羽郡大野郡一人
  - 第二區 吉田郡阪井郡一人
  - 第三區 南條郡今立郡丹生郡一人
  - 第四區 三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡一人



石川縣 議員總數六人

第一區 金澤區石川郡二人

第二區 能美郡江沼郡一人

第三區 河北郡羽咋郡鹿島郡二人

第四區 鳳至郡珠洲郡一人

富山縣 議員總數五人

第一區 上新川郡婦負郡二人

第二區 下新川郡一人

第三區 射水郡一人

第四區 礪波郡一人

鳥取縣 議員總數三人

第一區 邑美郡法美郡巖井郡八上郡八東郡智頭郡一人

第二區 高草郡氣多郡河村郡久米郡八橋郡一人

第三區 汗入郡會見郡日野郡一人

島根縣 議員總數六人

第一區 島根郡秋鹿郡意宇郡一人

第二區 能義郡仁多郡大原郡飯石郡一人

第三區 出雲郡楯縫郡神門郡一人

第四區 邇摩郡安濃郡邑智郡一人

第五區 那賀郡美濃郡鹿足郡一人

第六區 周吉郡隱地郡海士郡知夫郡一人

岡山縣 議員總數八人

第一區 岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡二人

第二區 津高郡赤坂郡磐梨郡和氣郡一人

第三區 都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡一人

第四區 淺口郡小田郡後月郡一人

第五區 上房郡川上郡哲多郡阿賀郡一人

第六區 真島郡大庭郡西西條郡西北條郡東南條郡東北條郡一人

第七區 勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米北條郡久米南條郡一人

人

廣島縣 議員總數十八

第一區 廣島區安藝郡二人

第二區 佐伯郡一人

第三區 沼田郡高宮郡山縣郡一人

第四區 高田郡三次郡三谿郡一人

第五區 加茂郡一人

第六區 豐田郡一人

第七區 御嵩郡世羅郡一人

第八區 深津郡沼隈郡安那郡一人

第九區 蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡奴可郡三上郡惠蘇郡一人

山口縣 議員總數七人

第一區 吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡二人

第二區 阿武郡兒島郡大津郡一人

第三區 赤間關區豐浦郡一人

第四區 都濃郡熊毛郡大島郡二人

第五區 玖珂郡一人

和歌山縣 議員總數五人

第一區 和歌山區名草郡海部郡有田郡二人

第二區 伊都郡那賀郡一人

第三區 日高郡西牟婁郡東牟婁郡二人

徳島縣 議員總數五人

第一區 名東郡勝浦郡一人

第二區 那賀郡海部郡一人

第三區 名西郡阿波郡麻植郡一人

第四區 坂野郡一人

第五區 美馬郡三好郡一人

香川縣 議員總數五人

第一區 香川郡山田郡小豆郡一人

第二區 大内郡寒川郡三木郡一人

- 第三區 鵜足郡阿野郡一人
- 第四區 多度郡那珂郡一人
- 第五區 豐田郡三野郡一人

愛媛縣 議員總數七人

- 第一區 温泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡一人

- 第二區 越智郡桑村郡周布郡一人

- 第三區 喜多郡上浮穴郡一人

- 第四區 新居郡宇摩郡一人

- 第五區 西字和郡東宇和郡一人

- 第六區 南宇和郡北宇和郡一人

高知縣 議員總數四人

- 第一區 土佐郡長岡郡一人

- 第二區 幡多郡高岡郡吾川郡二人

- 第三區 香美郡安藝郡一人

福岡縣 議員總數九人

- 第一區 福岡區怡土郡志摩郡早良郡一人

- 第二區 糟屋郡宗像郡那珂郡御笠郡席田郡上座郡下座郡夜須郡二人

- 第三區 遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡一人

- 第四區 御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡一人

- 第五區 三潯郡上妻郡下妻郡一人

- 第六區 山門郡三池郡一人

- 第七區 企救郡田川郡一人

- 第八區 京都郡中津郡築城郡上毛郡一人

大分縣 議員總數六人

- 第一區 大分郡一人

- 第二區 北海部郡南海部郡一人

- 第三區 大野郡直入郡一人

- 第四區 速見郡玖珠郡日田郡一人

- 第五區 西國東郡東國東郡一人
- 第六區 下毛郡宇佐郡一人
- 佐賀縣 議員總數四人
- 第一區 佐賀郡神崎郡小城郡基肆郡養父郡三根郡二人
- 第二區 東松浦郡西松浦郡一人
- 第三區 杵島郡藤津郡一人
- 熊本縣 議員總數八人
- 第一區 熊本區飽田郡託麻郡宇土郡二人
- 第二區 玉名郡一人
- 第三區 山鹿郡山本郡菊池郡合志郡阿蘇郡二人
- 第四區 上益城郡下益城郡一人
- 第五區 八代郡葦北郡球磨郡一人
- 第六區 天草郡一人
- 宮崎縣 議員總數三人
- 第一區 宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡一人

- 第二區 北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡一人
- 第三區 東臼杵郡西臼杵郡一人
- 鹿兒島縣 議員總數七人
- 第一區 鹿兒島郡谿山郡北大隅郡熊毛郡敷謨郡一人
- 第二區 給黎郡揖宿郡穎娃郡川邊郡一人
- 第三區 日置郡阿多郡一人
- 第四區 高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑島郡一人
- 第五區 菱刈郡始良郡桑原郡西嶮嶽郡北伊佐郡一人
- 第六區 南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東嶮嶽郡一人
- 第七區 大島郡一人

# ●會計法

朕樞密顧問の諮詢を経て會計法を裁可し之を公布せむ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣兼 内務大臣	伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	伯爵森有禮
逓信大臣	子爵榎本武揚

會計法

第一章 總則  
 第一條 會計法ニ依リテ行政ノ事務ニ關スル歳入歳出ノ算入算出ノ額ハ各官廳ノ役所ニ於テ豫算ニ依リテ算入算出スルベシトシ其ノ額ハ豫算ニ依リテ決定スルベシトス

法律第四號 會計法

第一章 總則  
 第一條 政府の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る  
 一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし  
 第二條 租税及其他一切の収納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すべし  
 第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず  
 第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの外特別の資金を有することを得ず  
 第二章 豫算  
 第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第二章 豫算  
 第一條 政府の歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし  
 第二條 豫算は歳入歳出の總豫算に依りて算入算出スルベシトシ其ノ額ハ豫算ニ依リテ決定スルベシトス  
 第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず  
 第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの外特別の資金を有することを得ず  
 第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし總豫算には帝國議會參考の爲に左の文書を添付すべし  
 第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし  
 第二 其の年三月三十一日に終りたる會計年度の歳入歳出現計書  
 第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ  
 第一 豫備金 第二 豫備金  
 第一 豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす  
 第二 豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす  
 第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す



遺アガ彼是流用彼レ  
出カレハ此レモナリ所  
ヲ彼レヘト云フナリ所  
管自分ノ管轄ノ收入ト  
シテ居ル所収ノ收入ト  
國庫一國ノ倉納ムベシ  
タトヘ國務大臣ト言ヘトモ  
租稅ヲ取リ立テ、之レヲ國  
庫ニモ納メズシテ直チニ使  
フコトハ出來ヌト云フコト定  
メタルモ第十三條○所  
管定額自分ノ管理シテ登  
ル額仕拂命令シテモ  
ナリト云フ命令規程規則ヲ  
ヲ出スナリ第十四條  
委任額トナリ第十四條  
○法律命令ニ反スル  
仕拂命令法律命令ニ  
於テ定メテ送  
ク所ニ背イテ仕拂ヒナシ  
ト云フ命令ニハ支拂ヒナシ  
ルコト出カヌ第十五條  
○正當ナル債主然ル

の  
第七場所の一定せざる事務所の經費  
第八各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付  
三千圓までを限る  
第五章 決算  
第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出す  
る總決算は總決算と同一の様式を用ゐ左の事項の計算を明記  
すべし  
歳入の部  
歳入豫算額 調定濟歳入額 收入濟歳入額 收入未濟歳入額  
歳出の部  
歳出豫算額 豫算決定後増加歳出額 仕拂命令濟歳出額 翌  
年度繰越額  
第十七條 前條の總決算には會計検査院の検査報告と俱に左の  
文書を添付すべし

ベキ金ヲ政府ニ貸シテ  
之ヲ用フコトヲ云フナリ  
代理人ノ債主ノ名諸  
項ノノコトヲ指シシ  
主任ノノコトヲ指シシ  
所金銀ヲ出入レシタリ  
所外之レヲ取リ扱フ所  
ヲ云 現金支拂現金ニ  
スベキコト前渡内ニ前以テ  
支拂ヘシ仕拂命令  
スルコト命國債ノ元利  
拂一國ニテ國が負フテ居  
ル借金ノ元利ヲ拂フコト  
等ハ前渡軍隊ノ諸人  
シテ命ズ軍艦ノ諸人  
費軍艦海軍ノ諸人費官  
船府府が持ツテ經費諸人  
居ル船ナリ經費諸人  
在外各廳外國ニアル  
運輸通信諸ノ物貨ヲ  
メトカ又ハ通信ヲ通不便  
スル爲メトカノ入費

第一各省決算報告書  
第二國債計算書  
第三特別會計計算書  
第六章 期滿免除  
第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇  
年内に債主より支出の請求若し仕拂の請求を爲さざるものは  
期滿免除として政府は其の義務を免るゝものとす但し特別の  
法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各々其の定むる  
所に依る  
第十九條 政府に納むべき金額にして其の納むべき年度經過後  
滿五箇年内に上納の告知を受けざるものは其の義務を免るゝ  
ものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるも  
のは各々其の定むる所に依る  
第七章 歳計剩餘額繰越豫算外收入及定額戻入  
第二十條 各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳









# ● 貴族院令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此勅令を實  
 施するの時期は朕が更に命ずる所に依るべし

御名 御璽

- |               |         |
|---------------|---------|
| 内閣総理大臣        | 伯爵 黒田清隆 |
| 樞密院議長         | 伯爵 伊藤博文 |
| 外務大臣          | 伯爵 大隈重信 |
| 海軍大臣          | 伯爵 西郷從道 |
| 農商務大臣         | 伯爵 井上馨  |
| 司法大臣          | 伯爵 山田顯義 |
| 大藏大臣兼<br>内務大臣 | 伯爵 松方正義 |
| 陸軍大臣          | 伯爵 大山巖  |
| 文部大臣          | 子爵 森有禮  |
| 遞信大臣          | 子爵 榎本武揚 |

明治二十二年二月十一日



リナ 判決 裁判シテ 議定シ  
 定メ 上奏シテ 裁可  
 天ノ 裁 第十條 ○身代  
 限 責任ノ 爲メ 身代ノ アル  
 フシ 除名 其ノ 名ヲ 議員ノ 中  
 フ 懲罰 惡イコトヲ シテ 罰  
 勅 裁 天ノ 裁 勅許 天ノ 裁  
 ヲ 第十條 ○被  
 選 議員 補ハ ン 議員 第  
 十二條 ○議院法 帝國  
 法ニ 關スル 第十三條 將來  
 ナコト 増補 フ

判決に關する規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名すべし

貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者は議長より上奏して勅裁を請ふべし

除名せられたる議員は更に勅許あるに非ざれば再び議員となることが得ず

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし

被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くべし

第十二條 此の勅命に定るもの、外は總て議院法の條規に依る第十三條 將來此の勅命の條項を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経べし

皇室典範は當該官廳の許可を得て其正文を左に登錄す

皇室典範

天佑を享有したる我が日本帝國の實祚は万世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭るること日星の如し今の時に當り宜く遺訓を明徴にし皇家の成典を制定し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所めらしむ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

第二條 皇位は皇長子に傳ふ

第三條 皇長子在らざるときは皇長孫に傳ふ皇長子及其の子孫

皆在らざるるときは皇次子及其の子孫に傳ふ以下皆之に例す  
第四條 皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざるるときに限る

第五條 皇子孫皆在らざるるときは皇兄弟及其の子孫に傳ふ

第六條 皇兄弟及其の子孫皆在らざるるときは皇伯叔父及其の子孫に傳ふ

第七條 皇伯叔父及其の子孫皆在らざるるときは其の以上に於て最近親の皇族に傳ふ

第八條 皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先に一庶を後に一長を先に一幼を後にす

第九條 皇嗣精神若くは身體の不治の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及樞密顧問に諮詢一前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚一祖宗の神器を承く

第十一條 即位の禮及大嘗祭は京都に於て之を行ふ

第十二條 踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に従ふ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年とす

第十四條 前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす

第十五條 儲嗣たる皇子を皇太子とす皇太子在らざるるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫とす

第十六條 皇后皇太子皇太孫を立る時は詔書を以て之を公布す

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇后の敬稱は陛下とす

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王妃王妃女王の敬稱は殿下とす

第五章 攝政

第十九條 天皇未だ成年に達せざるるときは攝政を置く天皇久き

に亘るの故障に由り大政を親らすること能はざるときは皇族會議及樞密顧問の議を経て攝政を置く

第二十條 攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず

第二十一條 皇太子皇太孫あらざるか又は未だ成年に達せざる

ときは左の順序に依り攝政に任ず

- 第一 親王及王
- 第二 皇后
- 第三 皇太后

- 第四 太皇太后
- 第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼承の順序に従ふ其の女子に於けるも亦之に準ず

第二十三條 皇族女子の攝政に任ずるは其の配偶あらざる者に限る

第二十四條 最近親の皇族未だ成年に達せざるか又は其の他の事故に由り他の皇族攝政に任したるときは後來最近親の皇族成年に達し又は其の事故既に除くと雖皇太子及皇太孫に對するの外其任を譲るとす

第二十五條 攝政又は攝政たるべき者精神若くは身體の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及樞密顧問の議を経て其の順序を換ふることを得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未だ成年に達せざるときは太傅を置き保育を掌らしむ

第二十七條 先帝遺命を以て太傅を任ぜざるときは攝政より皇族會議及樞密顧問に諮詢し之を選任す

第二十八條 太傅は攝政及其の子孫之に任ずることを得ず

第二十九條 攝政は皇族會議及樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを得ず

第七章 皇族

第二十條 皇族と稱するは太皇太后皇太后皇后太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ

第二十一條 皇子より皇女孫に至るまでは男を親王女を内親王



と一五世以下は男を王女を女王とす

第三十二條 天皇支系より入て大統を承くるときは皇兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條 皇族誕生名婚嫁葬去は宮内大臣之を公告す

第三十四條 皇統譜及前條に關る記録は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條 皇族は天皇之を監督す

第三十六條 攝政在任の時は前條の事を攝行す

第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者、宮内の官寮に命し保育を掌らしむ事宜に依り天皇は其の父母の撰舉せる後見人を認可し又は之を勅撰すべし

第三十八條 皇族の後見人は成年以上の皇族に限る

第三十九條 皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る

第四十條 皇族の婚嫁は勅許に由る

第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副署す

す

第四十二條 皇族は養子を爲すことを得ず

第四十三條 皇族國疆の外に旅行せんとするときは勅許を請ふべし

第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍内親王女王之稱を有せしむるとあるべし

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件の世傳御料と定めたるものは分割譲與することを得ず

第四十六條 世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ

第四十八條 皇室經費の豫算決算検査及其他の規則は皇室會

計法の定むる所に依る

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を経て之を執行す

第五十條 人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族に代人を以て訴訟に當らしめ自ら訟廷に出るを要せず

第五十一條 皇族は勅許を得るに非されば勾引し又は裁判所に召喚することを得ず

第五十二條 皇族其品位を辱むるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其の重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若くは剝奪すべし

第五十三條 皇族財産の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其の管財者を任すべし

第五十四條 前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ

第五十六條 天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ

第十二章 補則

第五十七條 現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

第五十八條 皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇養子皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以て之を混することなし

第五十九條 親王内親王子女王の品位は之を廢す

第六十條 親王の家格及其の他此の典範に牴觸する例規は總て之を廢す

第六十一條 皇族の財産歳費及諸規則は別に之を定むべし

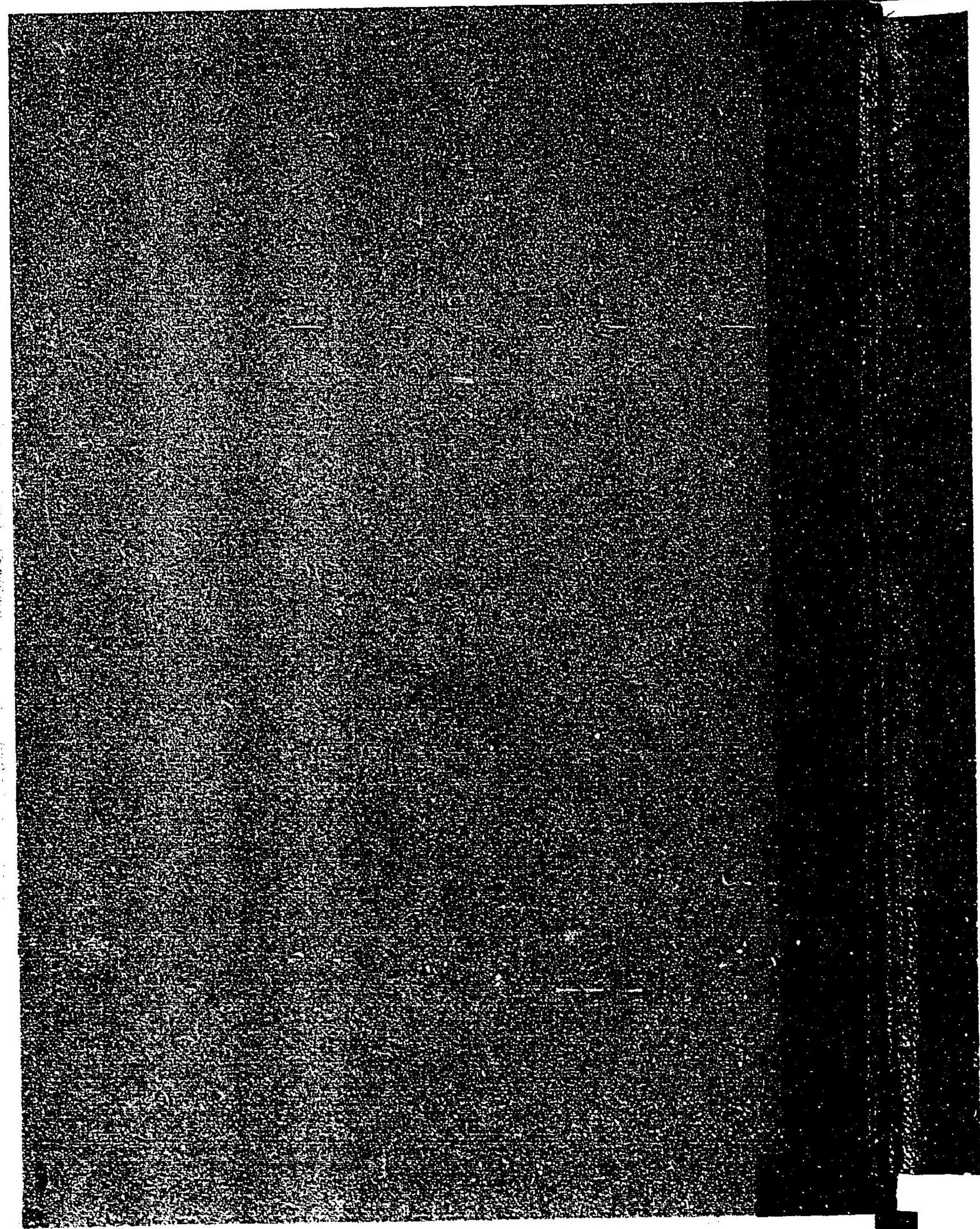
第六十二條 將來此の典範の條項を改正し又は増補すべきの必

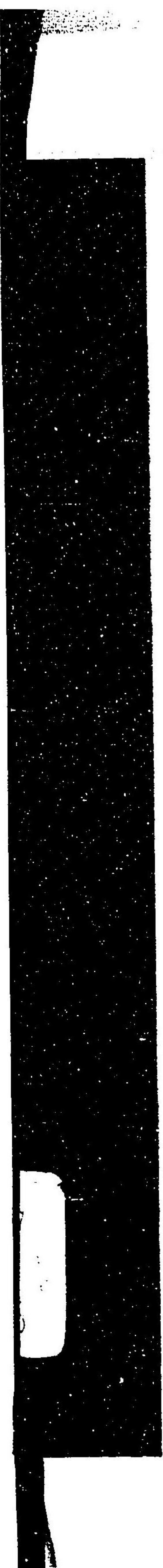
ex 696

要あるに當ては皇族會議及樞密顧問に諮詢して之を勅定す  
へー

版權登錄

傍訓 大日本





Small white rectangular mark or label on the black bar.